

# コロンビア日本食品消費動向調査

2013年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部、農林水産・食品部  
ボゴタ事務所

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 中南米課

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

TEL：03-3582-4690

E-mail：ORC@jetro.go.jp

**【免責条項】** -----

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

-----

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485  
e-mail : ORC@jetro. go. jp  
日本貿易振興機構 海外調査部 中南米課宛



● ジェトロアンケート ●  
調査タイトル : コロンビア日本食品消費動向調査

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？ (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

## 目次

1	調査対象品目	1
2	コロンビアの食品輸入	2
2.1	輸入国	3
2.1.1	2010年の主要食品輸入国・額	4
2.1.2	2011年の主要食品輸入国・額	5
2.1.3	2012年の主要食品輸入国・額	6
2.2	国別主要輸入品目	7
2.2.1	2011年の国別輸入食品	7
2.2.2	2012年（1～4月）の国別輸入食品	16
3	日本からの食品輸入の現状と品目別食品輸入状況	21
3.1	日本からの品目別食品輸入状況	22
3.2	他国からの品目別食品輸入状況（2011年）	25
3.3	他国からの品目別食品輸入状況（2012年1～4月）	32
4	日本食品の卸売販売業者	39
4.1	ベスト・チョイス有限会社（Best Choice Ltda.）	39
4.2	センディスマール（Cendismar）社	40
4.3	パシフィック・シーフード有限会社（Pacific Sea Food Ltda.）	41
5	ボゴタにおけるその他の日本食品卸売販売業者	43
6	ボゴタにおける日本食レストラン	43
6.1	イザカヤ（Izakaya）	43
6.2	ケイコ（Keiko）	44
6.3	寿司御膳（Sushi Go Zen）	45
6.4	楽しい（Tanoshii）	46
7	その他のボゴタ所在日本食レストラン	47
8	食品関連業界記者へのインタビュー	47
9	コロンビアの食品輸入制度	48
9.1	関係機関、インターネット URL、コンタクト情報（部署名、電話番号等）	48
9.2	食品衛生法	58
9.3	食品添加物規制法	58
10	コロンビアでの国内販売に関する規制	60

10.1	関係機関、インターネット URL、コンタクト情報（部署名、電話番号等） .	60
10.2	ラベルの情報.....	60
11	コロンビアにおける食品展示会 .....	62
11.1	食品展示会のリスト.....	62
11.2	参考情報.....	63
12	まとめと提言 .....	64

## 1 調査対象品目

本調査では、コロンビア関税率表の以下品目を対象とした。

### 第1部：動物（生きているものに限る）及び動物性生産品

第2章：肉及び臓物

第3章：魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

第4章：酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

第5章：動物性生産品（他の類に該当するものを除く）

### 第2部：植物性生産品

第7章：食用の野菜、根及び塊茎

第8章：食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第9章：コーヒー、茶、マテ及び香辛料

第10章：穀物

第11章：穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第13章：ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

第14章：植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

### 第4部：調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第16章：肉、魚又は甲殻類、軟体動物もしくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

第17章：糖類及び砂糖菓子

第18章：ココア及びその調製品

第19章：穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第20章：野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

第21章：各種の調製食料品

第22章：飲料、アルコール及び食酢

## 2 コロンビアの食品輸入

最近数年間におけるコロンビアの食品輸入主要相手国は、中南米諸国、米国、カナダ、中国である。

中南米諸国間の距離的近さは重要な要素であり、さらにこれら諸国の間で締結されている貿易協定によって、コロンビアの食品輸入額全体に大きな割合を占めるようになった。

アルゼンチンは、トウモロコシ、ソルガム、小麦等、コロンビアへの食品の主要な供給国として地位を固めている。特に、トウモロコシについては 2007～2009 年にはそれまでコロンビア向け供給額トップだった米国を上回った。

ただ、今後は米国との FTA 発効により、米国が再びコロンビア向けトウモロコシの最大の供給国となり、米国からのその他の食品輸入も顕著に増加すると予想される。

中国からの輸入額が全体に占める割合は低いが、主要輸入品目である生ニンニク及び冷蔵ニンニクによって、過去 10 年間のコロンビアの主要な食品輸入相手 10 カ国の中に入っている。

コロンビアは農業国であるが、国内需要を満たすために、近年食品輸入は順調に伸びてきている。

コロンビアの食品輸入額は 2011 年には前年比 31.38%増加し、37 億 100 万ドルとなった。

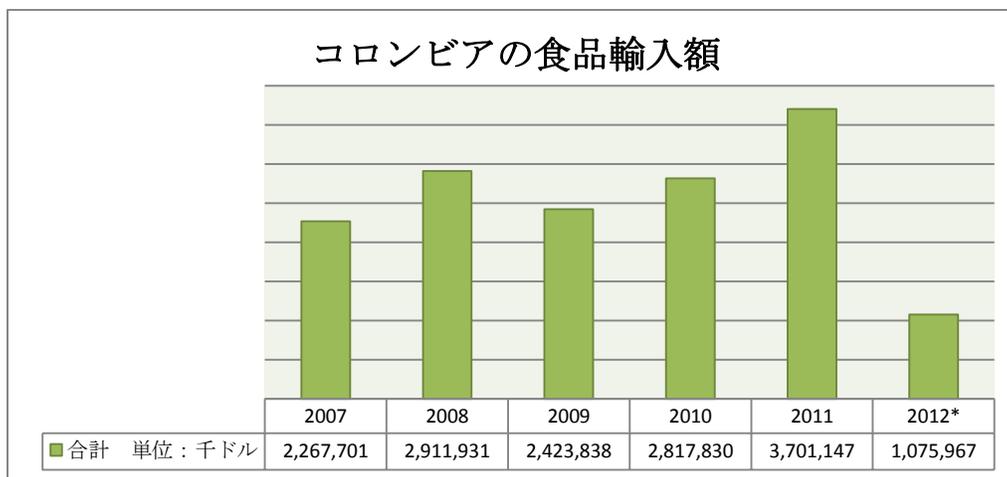
以下に、過去数年間におけるコロンビアの主要な食品輸入相手国とそれぞれの輸入食品を関税品目別に示す。

### コロンビアの食品輸入合計

コロンビアの食品輸入合計		
年	合計-正味重量 単位：1,000 キロ	合計-CIF 価格 単位：1,000 ドル
2007	6,279,950	2,267,701
2008	6,294,738	2,911,931
2009	6,213,044	2,423,838
2010	6,683,370	2,817,830
2011	6,502,555	3,701,147
2012*	1,762,559	1,075,967

\*4 月までの暫定的数字  
出所：SICEX - 総合貿易システム

2009 年は輸入量・額ともに僅かに減少したが、過去数年間にコロンビアが調印した貿易協定のおかげで、その後は増加していることがわかる。この数字は、今後数年間に顕著に増加する可能性がある。



## 2.1 輸入国

コロンビアの食品輸入相手国としては、主に近隣地域諸国であるが、中国は、過去数年間の主要輸入相手 10 カ国に入っている。

### 主要国別食品輸入額の推移

主要国別輸入額 (CIF 価格) 単位：1,000 ドル						
国名等	2007	2008	2009	2010	2011	2012*
アルゼンチン	149,465	294,073	380,688	635,623	919,799	269,028
米国	996,070	1,301,548	600,641	500,166	688,077	121,155
ブラジル	138,976	168,657	264,844	288,649	335,870	139,634
カナダ	189,522	192,153	202,472	261,410	313,791	98,683
チリ	179,437	218,041	195,617	252,400	310,290	90,766
エクアドル	203,227	197,410	197,065	203,644	304,256	81,888
ペルー	34,613	71,710	126,641	135,663	207,539	72,234
メキシコ	51,735	70,519	81,500	91,206	89,918	26,768
中国	29,288	33,542	33,707	62,048	80,615	23,429
カルタヘナフリーゾーン	14,492	39,834	37,856	54,492	57,487	19,799

\*4月までの暫定的データ  
出所：SICEX-総合貿易システム  
2011年のCIF価格順

(注) カルタヘナフリーゾーンはコロンビア国内(カルタヘナ港)にあるフリーゾーンだが、フリーゾーンに蔵置されている貨物を内国貨物として国内に搬出する場合は輸入扱いとなり、輸入相手国(原産国)としてフリーゾーン名が表示される。

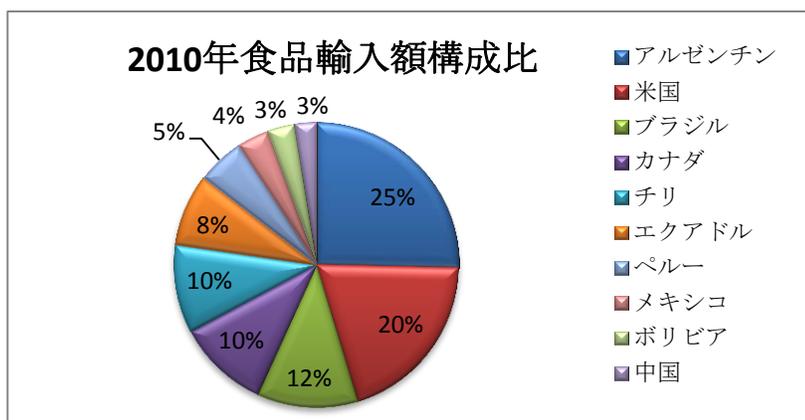
### 2.1.1 2010年の主要食品輸入国・額

2010年の主要な食品輸入国は、アルゼンチン、米国であり、それぞれ6億ドル及び5億ドル以上を記録した。

2010年主要食品輸入国・額	
国名	CIF 価格 (1,000 ドル)
アルゼンチン	635,623
米国	500,166
ブラジル	288,649
カナダ	261,410
チリ	252,400
エクアドル	203,644
ペルー	135,663
メキシコ	91,206
ボリビア	76,952
中国	62,048

出所：SICEX-総合貿易システム

アルゼンチンは、コロンビアの食品輸入額全体の25%を占めており、次いで米国20%、ブラジル12%が続いている。

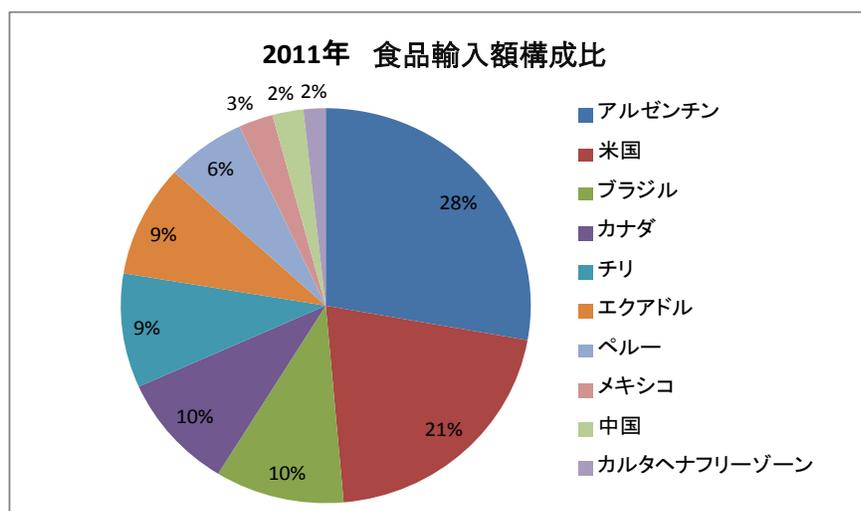


## 2.1.2 2011年の主要食品輸入国・額

2011年も、アルゼンチンが依然としてコロンビアの食品輸入相手国のトップであり、その輸入額はCIF価格で10億ドル近い。

2011年主要食品輸入国・額	
国名	CIF価格(1,000ドル)
アルゼンチン	919,799
米国	688,077
ブラジル	335,870
カナダ	313,791
チリ	310,290
エクアドル	304,256
ペルー	207,539
メキシコ	89,918
中国	80,615
カルタヘナフリーゾーン	57,487
出所：SICEX-総合貿易システム	

2011年はアルゼンチンが食品輸入額全体の28%、次いで米国が21%を占め、両国がコロンビアの主要輸入相手国となっている。



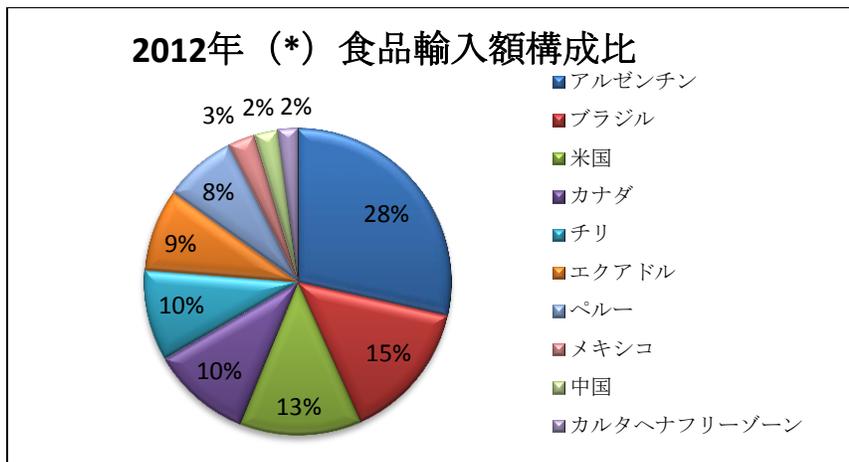
### 2.1.3 2012年の主要食品輸入国・額

2012年4月までの輸入額を見ると、アルゼンチンが依然としてコロンビアへの食品の主たる供給国であるが、ブラジルが米国を上回っている。

2012年(*) 主要食品輸入国・額	
国名	CIF 価格 (1,000 ドル)
アルゼンチン	269,028
ブラジル	139,634
米国	121,155
カナダ	98,683
チリ	90,766
エクアドル	81,888
ペルー	72,234
メキシコ	26,768
中国	23,429
カルタヘナフリーゾーン	19,799

(\*) 4月までの暫定データ  
出所：SICEX-総合貿易システム

アルゼンチンが食品輸入額全体の28%、次いでブラジル15%、米国13%が続いている。



(\*) 4月までの暫定的データ

## 2.2 国別主要輸入品目

2011年のコロンビアの主要輸入相手国は、アルゼンチン、ブラジル、米国、カナダ、チリ、エクアドル、ペルー、メキシコ、中国、カルタヘナフリーゾーンであった。主要国別に輸入品目を紹介する。

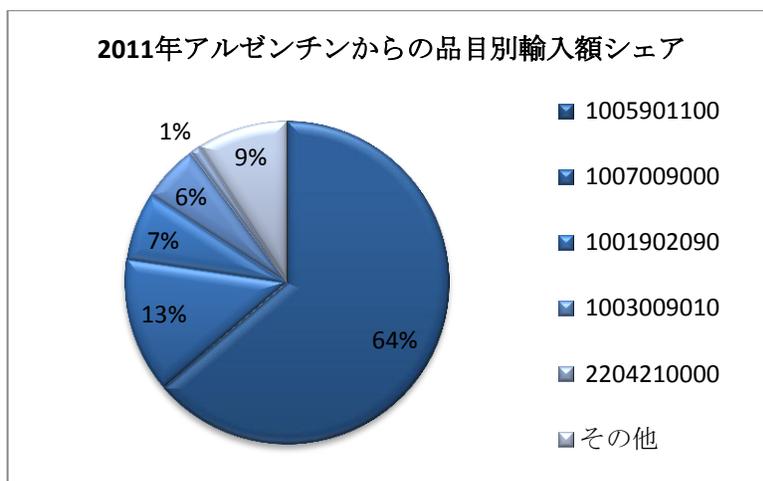
### 2.2.1 2011年の国別輸入食品

- **アルゼンチン：**

アルゼンチンからの輸入食品のうち、トウモロコシが数量ベース、輸入額共にトップとなった。食品輸入額全体の64%を占め、5億8,626万ドルであった。

アルゼンチン 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	1,796,282	586,261
1007009000	その他ソルガム	471,096	124,849
1001902090	その他小麦	189,181	62,874
1003009010	麦芽や醸造用大麦その他	157,500	52,507
1005902000	ポップコーン (ZEA MAYS CONVAR MICROSPERMA 又は ZEA MAYS VAR EVERTA)	12,087	6,417
1001109000	その他デュラム小麦	6,820	2,297
0303790090	その他冷凍魚 (切り身と品目 0304 のその他魚肉 を除く)	6,409	8,659
2004100000	ジャガイモ調製品あるいは保存食品 (酢漬け、酢 酸漬け、冷凍を除く)	3,874	5,165
2204210000	容量 2 リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン	3,654	10,128
1005901200	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)-白	3,150	896

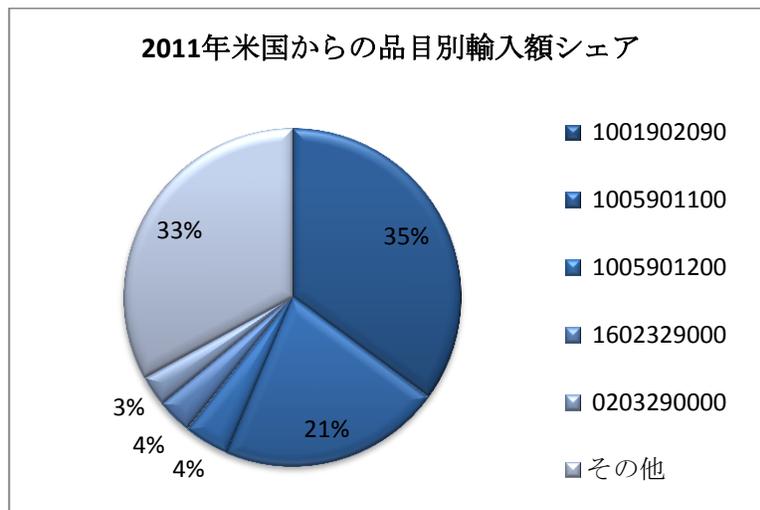
出所：SICEX-総合貿易システム



● 米国：

米国からの輸入食品のうち、その他小麦が全体の 35%を占め 2 億 4,150 万ドル、次いで、トウモロコシ（黄色）が 21%で 1 億 4,673 万ドルとなっている（いずれも金額ベース）。

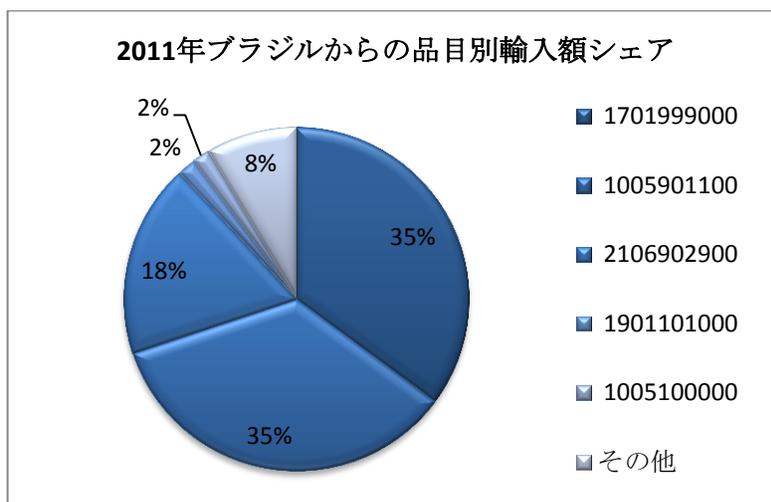
米国 2011 年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1001902090	その他小麦	689,077	241,503
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	466,436	146,727
1005901200	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)-白	84,291	29,557
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	26,956	23,338
0808100000	生鮮リンゴ	12,038	14,707
1001109000	その他デュラム小麦	11,260	4,006
0713409000	その他鞘（さや）無し乾燥レンズ豆、剥けた豆や 割れ豆を含む	7,121	6,092
1108120000	トウモロコシの澱粉	7,000	4,361
0203290000	その他動物の肉、冷凍豚肉	6,612	20,397
0808201000	生鮮ナシ	6,229	7,404
出所：SICEX-総合貿易システム			



● **ブラジル：**

ブラジルからは、約 38 万トンのトウモロコシが輸入され、これに次ぐのがサトウキビで約 16 万 3 千トンであった。金額ベースで見るとサトウキビがトップで 1 億 1,808 万ドル、トウモロコシは 1 億 1,672 万ドルで、この 2 品目で 70%を占めた。

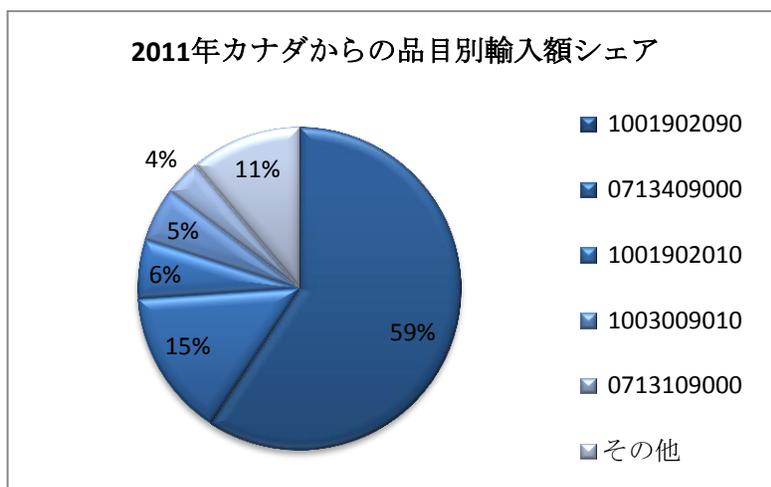
ブラジル 2011 年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	379,912	116,715
1701999000	その他サトウキビやビーツの固形糖類	162,919	118,079
1006300090	その他半漂白米や漂白米、研磨あるいは艶出し加工米を含む	6,792	4,036
2106902900	アルコール度数が 5%以内のその他混合調整品	4,187	61,140
1108120000	トウモロコシの澱粉	1,071	694
1901101000	小売用乳児用フォーミュラミルク-	1,060	5,886
2009110000	冷凍オレンジジュース（発酵していない、アルコール添加がないもの）（砂糖添加を含む）	1,044	2,832
1701991000	化学的に純粋な固体スクロース	920	773
1005100000	播種用トウモロコシ	847	5,487
2106102000	繊維状にしたタンパク質形物質	690	681
出所：SICEX-総合貿易システム			



● **カナダ：**

その他小麦が1億8,593万ドルで食品輸入額全体の半分以上の59%を占めた。次いでその他鞘（さや）無し乾燥レンズ豆、剥けた豆や割れ豆が4,604万ドルとなり金額ベースで2位だが、数量ベースで見ると飼料用小麦が2位となった。

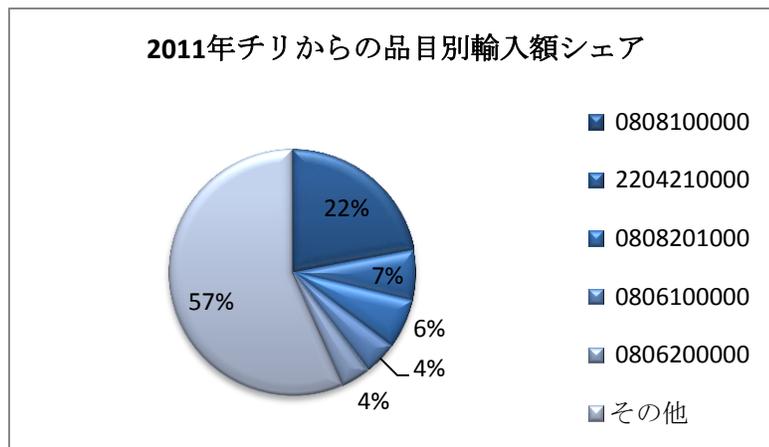
カナダ 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000ドル)
1001902090	その他小麦	500,003	185,928
1001902010	飼料用小麦	67,407	18,641
0713409000	その他鞘（さや）無し乾燥レンズ豆、剥けた豆や割れ豆を含む	60,750	46,038
1003009010	その他麦芽製造用又は醸造用大麦	50,096	16,985
0713109000	その他乾燥鞘（さや）無しグリーンピース、剥けた豆、割れ豆を含む	24,789	11,321
1001109000	その他デュラム小麦	9,196	3,339
1008309000	その他カナリーシード	8,367	5,212
0203290000	その他動物の肉、冷凍豚肉	4,430	10,845
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	1,993	1,549
0713209000	その他乾燥鞘（さや）無しガルバンソ、剥けた豆、割れ豆を含む	1,379	1,361
出所：SICEX-総合貿易システム			



● チリ :

チリからの輸入食品のトップは生鮮リンゴであり、数量で7万1,425トン、金額で6,847万ドルであった。

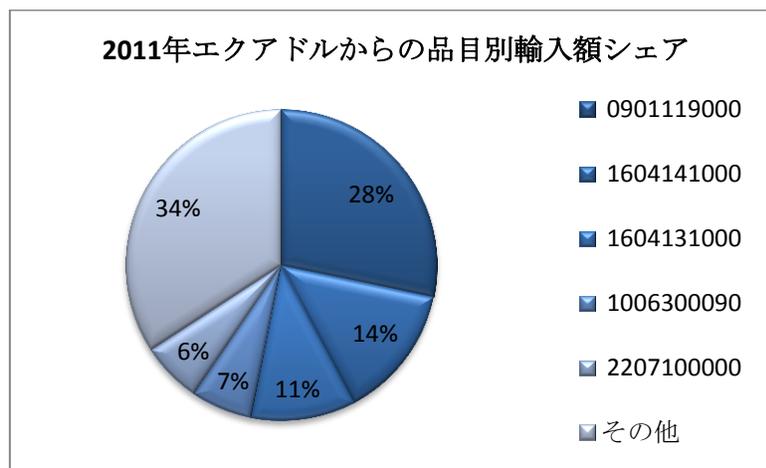
チリ 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0808100000	生鮮リンゴ	71,425	68,470
1904900010	加熱安定させた剥き燕麦	23,459	11,777
0808201000	生鮮ナシ	18,922	20,042
2002900000	その他トマト調整品及び保存食品（酢漬け、酢酸漬けを除く）	8,873	9,402
2204210000	容量2リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン	8,536	20,583
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	8,181	6,357
2008702000	糖類やその他添加を含む、水漬け桃（ネクタリン含む）	7,454	10,318
0806100000	生鮮ブドウ	6,966	13,483
0806200000	レーズンを含む乾燥ブドウ	5,406	11,894
0206490000	その他動物の食用部分、冷凍豚	4,914	5,541
出所：SICEX-総合貿易システム			



● エクアドル：

生鮮バナナ及びプラタイン（調理用バナナ）が数量ベースで最大（4万621トン）の輸入品目であった。金額ベースではその他焙煎無し、カフェイン除去無しのコーヒーがトップとなり、8,599万ドルで食品輸入額全体の28%を占めた。

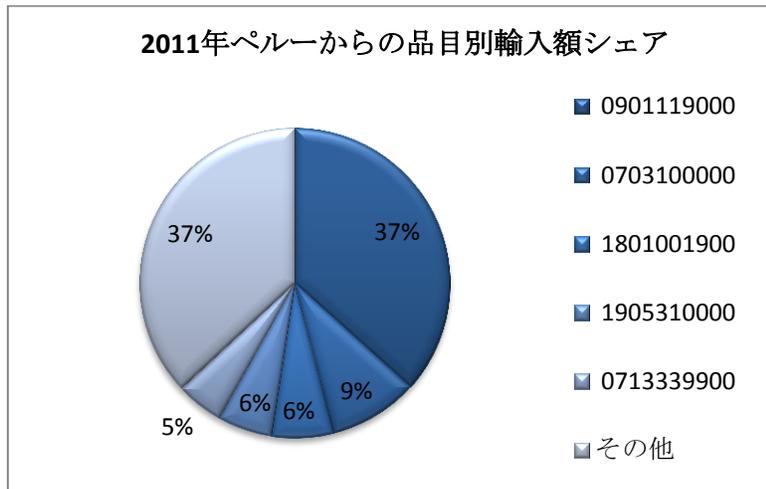
エクアドル 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000ドル)
0803001100	生鮮バナナ又はプラタイン（調理用バナナ）	40,621	3,643
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャロット	30,210	3,580
0901119000	その他焙煎無し、カフェイン除去無しのコーヒー	30,027	85,987
1006300090	その他半漂白米や漂白米、研磨あるいは艶出し加工米を含む	23,665	19,420
1604131000	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）丸ごと又は小片の調製品及び保存食（ひき肉を除く）	20,097	33,219
2207100000	アルコール度数80%以上の変性エチルアルコール及び変性アルコール飲料	15,760	19,256
0805100000	生鮮又は乾燥オレンジ	14,908	1,465
0804502000	生鮮又は乾燥マンゴー又はマンゴスチン	12,548	1,020
0805201000	生鮮又は乾燥ミカン（タンジェリン又はサツマを含む）	11,848	901
1604141000	丸ごとあるいは切り身のマグロ（マグロひき肉を除く）の調製品及び保存食品	10,706	42,476
出所：SICEX-総合貿易システム			



● ペルー :

食品輸入量全体に占める割合は生鮮あるいは冷凍のタマネギ及びシャーロットがトップ(8万8,949トン)であり、これにその他焙煎無し・カフェイン除去無しコーヒーが続いている(2万5,104トン)。一方金額ベースで見るとその他焙煎無し・カフェイン除去無しコーヒーが食品輸入額全体の37%を占めトップとなっている。

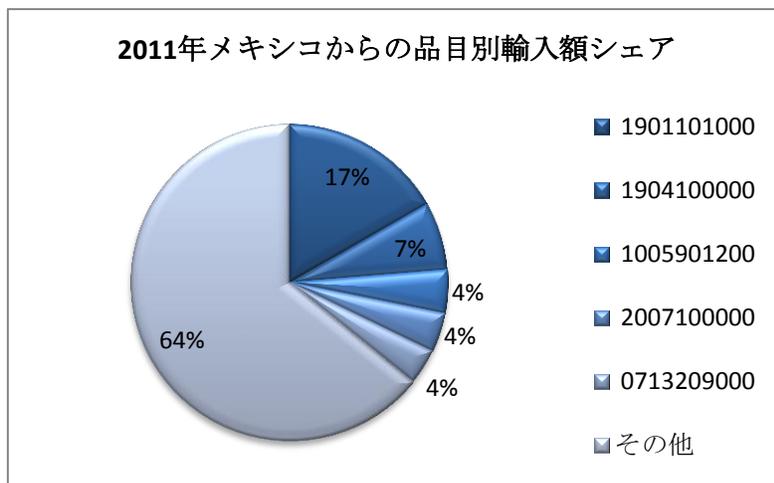
ペルー 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000ドル)
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャーロット	88,949	19,374
0901119000	その他焙煎無し、カフェイン除去無しのコーヒー	25,104	76,085
0713339900	乾燥輸入りその他のフリホル豆(インゲン豆)	9,200	10,244
2207100000	アルコール度数80%以上の変性エチルアルコール及び変性アルコール飲料	7,885	6,859
1701999000	その他サトウキビやビーツの固形糖類	7,329	6,065
1905310000	クッキー(甘味料添加)	5,916	11,813
1801001900	丸ごと又は割った生カカオ豆	4,928	13,367
0806100000	生鮮ブドウ	3,621	8,315
1905901000	塩味あるいはアロマ付クッキー	3,517	6,601
0713399200	乾燥鞘(さや)入り、無しのカスティリヤ豆(ブラックアイビーンズ)(有爪類ササゲ)	2,572	3,006
出所: SICEX-総合貿易システム			



● **メキシコ：**

数量ベースではトウモロコシが1万3,103トンでトップとなっているが、金額では392万ドルで食品輸入額全体でのシェアは4%となった。一方、金額ベースで最大の輸入品目は小売用乳児用フォーミュラミルクで1,505万ドル、17%のシェアとなった。

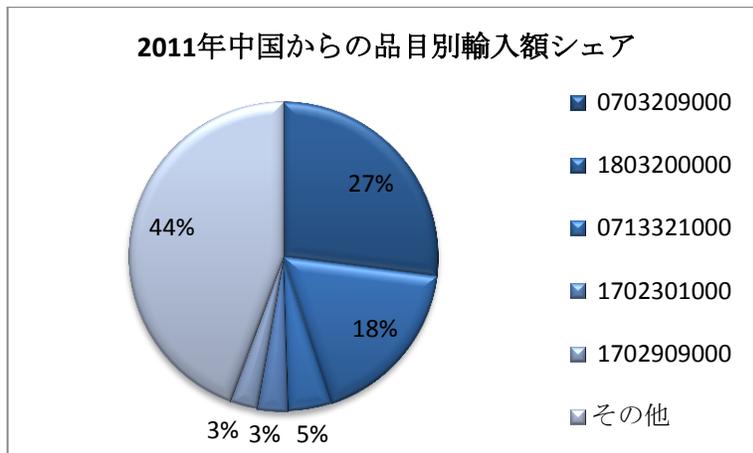
メキシコ 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1005901200	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)-白	13,103	3,921
2203000000	麦芽ビール	2,961	3,113
0713209000	その他乾燥鞘（さや）無しガルバンソ、剥けた 豆、割れ豆を含む	2,815	3,292
1902110000	卵入りの調理、詰め物、その他の調整なしのパス タ	2,700	2,620
1904100000	穀物ベースの膨張あるいはトースト製品	2,397	6,298
1901101000	小売用乳児用フォーミュラミルク	2,048	15,047
1702909000	フルクトース含有、転化糖を含むその他砂糖やシ ロップ	1,917	1,444
2007100000	調理により得られる果実及びその他ナットの均質 化された調製品	1,560	3,631
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャーロット	1,530	786
1103110000	ひき割り及び粗挽き小麦	1,452	699
出所：SICEX-総合貿易システム			



● 中国：

生鮮あるいは冷蔵のその他のニンニクが中国からの食品輸入量・額ともトップであり、数量で約 2 万 1,359 トン、食品輸入額全体の 27%を占める 2,178 万ドルとなった。

中国 2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0703209000	生鮮又は冷蔵のその他ニンニク	21,359	21,783
1702301000	乾燥した状態の、フルクトース含有又は無しのグルコース及びグルコースシロップ	3,657	2,600
1803200000	全部あるいは部分的に脱脂したカカオ	3,360	14,455
1702909000	フルクトース含有、転化糖を含むその他砂糖やシロップ	3,216	2,315
0713321000	乾燥、鞘（さや）無しのフリホル豆及び小豆	3,114	3,693
0713339900	乾燥鞘（さや）入りその他のフリホル豆（インゲン豆）	3,003	1,647
0713399900	その他フリホル豆	2,985	2,237
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャーロット	1,393	491
2002900000	その他トマト調整品及び保存食品	1,004	810
2106909000	他の類に該当するものを除く、その他の調整食品	811	1,304
出所：SICEX-総合貿易システム			



● カルタヘナ・フリーゾーン：

丸ごとあるいは切り身のマグロ（マグロひき肉を除く）の調製品及び保存食品が、カルタヘナ・フリーゾーンから輸入された唯一の品目であった。

カルタヘナ・フリーゾーン			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1604141000	丸ごとあるいは切り身のマグロ（マグロひき肉を除く）の調製品及び保存食品	11,719	57,487
出所：SICEX-総合貿易システム			

## 2.2.2 2012年(1~4月)の国別輸入食品

### ● アルゼンチン：

トウモロコシが輸入食品のトップであり、数量ベースで全体の66%を占めている。

アルゼンチン 2012年(*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000ドル)
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	533,384	154,591
1001991090	その他小麦	128,577	34,487
1007900000	その他ソルガム	81,655	18,722
1003900010	その他麦芽製造用又は醸造用大麦	57,350	19,304
0402211900	砂糖、甘味料の添加無しの粉末あるいは顆粒ミルク及びクリーム	4,267	17,136
1005902000	ポップコーン(ZEA MAYS CONVAR MICROSPERMA 又は ZEA MAYS VAR EVERTA)	2,877	1,816
0713209000	その他乾燥鞘(さや)無しガルバンソ、剥けた豆、割れ豆を含む	1,839	2,225
2004100000	ジャガイモ調製品あるいは保存食品(酢漬け、酢酸漬け、冷凍を除く)	1,231	1,717
1702909000	フルクトース含有、転化糖を含むその他砂糖やシロップ	990	683
2204210000	容量2リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン	861	2,258
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

### ● ブラジル：

サトウキビあるいはビーツ種の砂糖が数量ベースでトップであり、10万8,526トンとなっている。

ブラジル 2012年(*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000ドル)
1701999000	その他サトウキビやビーツの固形糖類	108,526	73,932
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	85,327	25,681
1001991010	フィード小麦	24,864	6,436
1006300090	その他半漂白米や漂白米、研磨あるいは艶出し加工米を含む	1,499	920
2106902900	アルコール度数が5%以内のその他混合調整品	1,367	21,700
1001991090	その他小麦	1,366	328
1901101000	小売用乳児用フォーミュラミルク	431	2,504
2203000000	麦芽ビール	345	252
2009110000	冷凍オレンジジュース(発酵していない、アルコール添加がないもの)(砂糖添加を含む)	278	769
1005100000	播種用トウモロコシ	276	628
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

● 米国：

トウモロコシが数量ベースで 46%を占める。、次いで小麦が 34%を占めている。

米国 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1005901100	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 黄色	58,471	17,485
1001991090	その他小麦	43,455	12,194
1005901200	トウモロコシ (ZEA MAYS CONVAR VULGARIS 又は ZEA MAYS VAR INDURATA)- 白	14,322	5,794
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	7,703	7,998
0808100000	生鮮リンゴ	4,396	5,755
1001992000	メスリン	4,229	1,224
1108120000	トウモロコシの澱粉	2,744	1,763
2106909900	他の類に該当するものを除く、その他の調整食品	1,881	6,077
2106101100	65 から 75%のタンパク質含有の大豆タンパク質 濃縮物	1,243	2,657
1702301000	乾燥した状態の、フルクトース含有又は無しのグ ルコース及びグルコースシロップ	1,154	1,007
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

● カナダ：

数量ベースでその他小麦が最多で 18 万 2,759 トン、これに乾燥レンズ豆が続いている  
(2 万 2,562 トン)。

カナダ 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1001991090	その他小麦	182,759	63,440
0713409000	その他鞘 (さや) 無し乾燥レンズ豆、剥けた豆や 割れ豆を含む	22,562	19,001
0713109000	その他乾燥鞘 (さや) 無しグリーンピース、剥け た豆、割れ豆を含む	9,067	4,740
1001991010	フィード小麦	4,397	1,209
1008309000	その他カナリーシード	2,364	1,647
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	490	444
0203291000	冷凍豚の骨無し肉	485	1,693
0203293000	冷凍豚の薄切りベーコン	428	908
0713209000	その他乾燥鞘 (さや) 無しガルバンソ、剥けた 豆、割れ豆を含む	321	422
0203299000	その他動物の肉、冷凍豚肉	254	615
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

● チリ :

生鮮リンゴが数量ベースで同国からの食品輸入量全体の 48%を占めている。

チリ 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0808100000	生鮮リンゴ	16,139	17,168
1904900010	加熱安定させた剥き燕麦	6,195	3,322
0808300000	生鮮ナシ	5,887	6,340
2002900000	その他トマト調整品及び保存食品 (酢漬け、酢酸漬けを除く)	3,012	3,199
1602329000	その他鶏調整品及び保存食品	2,790	2,622
0806100000	生鮮ブドウ	2,721	5,644
0809300000	ネクタリンを含む生鮮桃	2,300	3,294
2008702000	糖類やその他添加を含む、水漬け桃 (ネクタリン含む)	2,294	3,435
2204210000	容量 2 リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン	1,970	4,740
0206490000	その他冷凍豚の食用くず肉	1,303	1,613
(*) 4月までの暫定データ 出所: SICEX-総合貿易システム			

● エクアドル :

同国からは主に果物が輸入されている。

エクアドル 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0803101000	生鮮ブラタイン (調理用バナナ)	9,870	912
0804502000	生鮮又は乾燥マンゴー又はマンゴスチン	9,552	721
1604131000	いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの) 丸ごと又は小片の調製品及び保存食 (ひき肉を除く)	6,989	12,201
0901119000	その他焙煎無し、カフェイン除去無しのコーヒー	6,110	16,309
2207100000	アルコール度数 80%以上の変性エチルアルコール及び変性アルコール飲料	3,967	5,078
0804400000	生鮮及び乾燥したアボガド	3,952	279
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャーロット	3,342	302
1604141000	丸ごとあるいは切り身のマグロ (マグロひき肉を除く) の調製品及び保存食品	3,010	13,071
2207200000	あらゆる度数の変性エチルアルコール及び変性アルコール飲料	2,048	2,481
0805502100	生鮮及び乾燥レモン (ライム、レモン)	2,012	155
(*) 4月までの暫定データ 出所: SICEX-総合貿易システム			

● ペルー :

生鮮あるいは冷蔵のネギ及びシャーロットの輸入量が依然として多く、これに、焙煎無し・カフェイン除去無しのコーヒーが続く。

ペルー 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0703100000	生鮮又は冷蔵のネギ及びシャーロット	18,279	4,042
0901119000	その他焙煎無し、カフェイン除去無しのコーヒー	9,604	32,434
1701999000	その他サトウキビやビーツの固形糖類	8,318	6,096
2207100000	アルコール度数 80%以上の変性エチルアルコール及び変性アルコール飲料	7,702	6,733
0703209000	生鮮又は冷蔵のその他ニンニク	1,490	609
0806100000	生鮮ブドウ	1,460	3,014
1905310000	クッキー (甘味料添加)	1,440	3,054
1905901000	塩味あるいはアロマ付クッキー	1,255	2,505
0713339900	乾燥鞘 (さや) 入りその他のフリホル豆 (インゲン豆)	735	985
2002900000	その他トマト調整品及び保存食品 (酢漬け、酢酸漬けを除く)	732	803
(*) 4月までの暫定データ 出所: SICEX-総合貿易システム			

● メキシコ :

同国からは 1,210 トンのその他乾燥鞘 (さや) 無しガルバンソ (ヒヨコマメ) が輸入されており、数量ベースで全体の 26%を占めている。

メキシコ 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0713209000	その他乾燥鞘 (さや) 無しガルバンソ、剥けた豆、割れ豆を含む	1,210	1,526
1902110000	卵入りの調理、詰め物、その他の調整なしのパスタ	1,014	1,044
1702909000	フルクトース含有、転化糖を含むその他砂糖やシロップ	925	728
2203000000	麦芽ビール	808	712
1103110000	ひき割り及び粗挽き小麦	709	384
1901101000	小売用乳児用フォーミュラミルク-	599	3,942
1904100000	穀物ベースの膨張あるいはトースト製品	534	1,525
2007100000	調理により得られる果実及びその他ナッツの均質化された調製品	506	1,215
2202900000	その他のノンアルコール飲料 (果物や果実又は野菜のジュースを除く)	465	667
2103902000	調味料及び化合物調味料	368	1,391
(*) 4月までの暫定データ 出所: SICEX-総合貿易システム			

- 中国：

数量ベースでは生鮮あるいは冷蔵ニンニクの輸入が依然として多く、6,524 トンに達している。

中国 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
0703209000	生鮮又は冷蔵のその他ニンニク	6,524	3,754
1803200000	全部あるいは部分的に脱脂したカカオ	1,190	5,590
0713321000	乾燥、鞘（さや）無しのフリホル豆及び小豆	1,150	1,072
1702909000	フルクトース含有、転化糖を含むその他砂糖やシロップ	1,016	734
1702301000	乾燥した状態の、フルクトース含有又は無しのグルコース及びグルコースシロップ	812	584
2002900000	その他トマト調整品及び保存食品（酢漬け、酢酸漬けを除く）	745	635
0713391000	播種用その他フリホル豆（VIGNA SPP,- PHASEOLUS SPP）	558	566
2007100000	調理により得られる果実及びその他ナッツの均質化された調製品	310	319
1108120000	トウモロコシの澱粉	292	171
1109000000	小麦グルテン（乾燥含む）	279	373
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

- カルタヘナ・フリーズーン：

丸ごとあるいは切り身のマグロ（マグロひき肉を除く）の調製品及び保存食品が輸入されているのみである。

カルタヘナ・フリーズーン 2012年 (*)			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (1,000Kg)	合計 CIF 価格 (1,000 ドル)
1604141000	丸ごとあるいは切り身のマグロ（マグロひき肉を除く）の調製品及び保存食品	3,771	19,799
(*) 4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

### 3 日本からの食品輸入の現状と品目別食品輸入状況

オリエンタル料理及び日本料理は当地で人気が高まっている。日本からの直接の食品輸入はまだ少ないが現在、コロンビアと日本をはじめとするアジア諸国間で締結を目指している自由貿易協定によって、日本食品の輸入が増加し、コロンビアにおいて今後、より容易に入手できる可能性がある。

コロンビアの日本からの食品輸入が少ない理由は、インタビューを行った輸入業者によると、輸送コストの高さと納期である。日本から食品を輸入する場合、いくつかのケースでは、ワールドチェーンを維持し、納品時に良好な状態を保証しなければならないため、直接の取引が難しく、米国、ブラジル、アンデス諸国など、より近隣諸国のサプライヤーとの取引を選択している。

日本は冷凍カニや生鮮あるいは冷凍タコの主たるサプライヤーである。一方、醤油、マヨネーズ、その他魚肉、緑茶など食品の主たるサプライヤーは、米国、中国、ベトナム等である。日本製品と比較すると、輸送や価格などの面で、これらの国々が提供する条件がコロンビアでの当該製品の販売を容易にしているためと思われる。

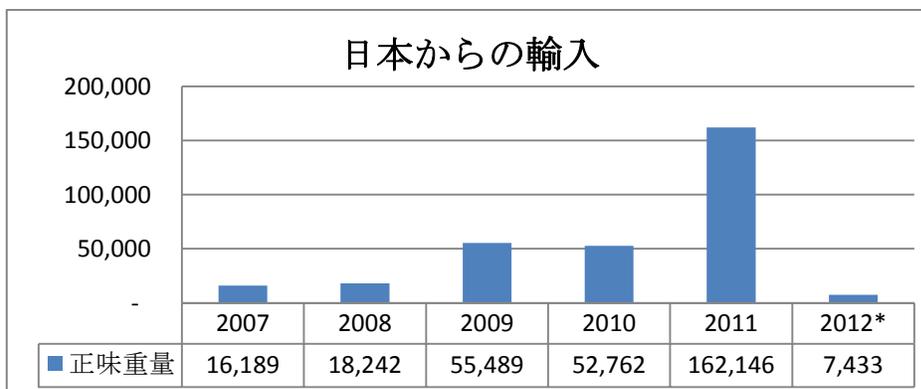
コロンビアにおける日本食品の人気は高く、近年はコロンビアにおいてオリエンタル料理の需要が増加し、こうした食事に対する人々の関心は高まっている。それは、オリエンタル・フュージョン料理を提供する多数の新しいレストランが現れていることや、オリエンタル料理専門の料理学校が複数開校していることから明らかである。こうした料理の材料の大半は日本産以外の日本食品である。こうした傾向から、オリエンタル料理のコストは安くなり低所得者層を含む多くの人々が、こうした食品をより容易に入手できるようになった。

日本からコロンビアへの食品輸入は、2011年に大きく増加したとは言え、過去数年間の平均伸び率は0.0095%でしかない。

2011年の日本からの食品輸入は金額で46万9,646ドルに達したが、コロンビアの食品輸入総額37億115万ドルに占める比率は、わずか0.012%である。

以下に、2007～2012年（1～4月）の間の日本からコロンビアへの輸入を示し、また、日本から輸入されている同じ食品の他の輸入相手国について、関税品目別に分析する。

日本からの食品輸入		
年	正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)
2007	16,189	214,506
2008	18,242	270,942
2009	55,489	251,414
2010	52,762	162,916
2011	162,146	469,646
2012*	7,433	100,854
*4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム		



2011年に輸入量・額とも大きく増加したが、コロンビアの食品輸入全体に占める割合は、依然として非常に小さい。

コロンビアの食品輸入額		コロンビアの食品輸入額全体に占める 日本からの輸入額割合 (%)	
年	CIF 価格 (ドル)	年	割合 (%)
2007	2,267,700,605	2007	0.00946%
2008	2,911,930,840	2008	0.00930%
2009	2,423,837,946	2009	0.01037%
2010	2,817,829,935	2010	0.00578%
2011	3,701,146,777	2011	0.01269%
2012*	1,075,966,555	2012*	0.00937%

\*4月までの暫定データ  
出所：SICEX-総合貿易システム

### 3.1 日本からの品目別食品輸入状況

以下に、2007～2012年（1～4月）までの間に日本から輸入されている食品を関税品目別に正味重量で多い順に示す。

2007年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
2103100000	醤油	4,377	10,083
2106903000	タンパク質の加水分解物	2,210	33,189
0307510000	生きた、生鮮、又は冷蔵のタコ (OCTOPUS SPP)	1,476	17,166
0306140000	冷凍カニ (長尾類を除く)	1,342	9,514
1006200000	玄米 (ブラウンライス)	1,192	7,051
2209000000	酢及び酢酸から得られる酢代用品	1,119	4,205
2106907200	植物の混合、植物エキス、植物部位のみを含む栄養補助食品	717	42,124
1905909000	カカオ添加を問わない、聖餐用ウェハ、シーリングウェハを含むその他のベーカリー製品	681	1,553

0306291000	食用に適した冷凍していない甲殻類の粉末、ペレット	650	1,187
0307590000	冷凍、乾燥、塩漬け、塩水漬けタコ	573	3,396
出所：SICEX-総合貿易システム			

2008年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
0306140000	冷凍カニ（長尾類を除く）	6,946	52,685
0307590000	冷凍、乾燥、塩漬け、塩水漬けタコ	3,171	17,768
2106907200	植物の混合、植物エキス、植物部位のみを含む栄養補助食品	2,324	156,311
0307291000	冷凍、乾燥、塩漬け、塩水漬けのホタテ	1,279	9,851
2103100000	醤油	1,084	1,678
1905400000	トーストしたパン及びトーストした類似製品	907	2,652
2103901000	マヨネーズ	599	3,719
1902190000	卵入りの調理、詰め物、その他の調整なしのパスタ	524	1,122
0307510000	生きた、生鮮、又は冷蔵のタコ（OCTOPUS SPP）	243	2,980
0304190090	生鮮、冷蔵及び冷凍のその他の魚の切り身及びその他魚肉（ひき肉含む）	227	3,871
出所：SICEX-総合貿易システム			

2009年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
0302650000	生鮮あるいは冷蔵のサメ（肝臓、卵、イクラを除く）	27,800	22,492
0307100000	生きた、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩漬け、又は塩水漬けのカキ	13,000	9,610
0303740000	肝臓を除く冷凍サバ（サバ属サバ類）	4,000	3,440
2106907200	植物の混合、植物エキス、植物部位のみを含む栄養補助食品	2,484	147,855
0306140000	冷凍カニ（長尾類を除く）	1,824	17,812
2103100000	醤油	1,757	5,751
2103901000	マヨネーズ	1,397	10,608
1902190000	卵入りの調理、詰め物、その他の調整なしのパスタ	946	2,443
2209000000	酢及び酢酸から得られる酢代用品	474	1,940
2106909000	他の類に該当するものを除く、その他の調整食品	400	2,300
出所：SICEX-総合貿易システム			

2010年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
0303710000	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	40,240	25,207
0306140000	冷凍カニ（長尾類を除く）	6,457	80,496
2103100000	醤油	2,869	8,192

2103901000	マヨネーズ	1,195	7,970
2106909000	他の類に該当するものを除く、その他の調整食品	400	19,410
0307590000	冷凍、乾燥、塩漬け、塩水漬けタコ	287	2,802
2104200000	均質化された複合材料調整食料品	244	954
2104101000	スープ、ポタージュ、プイヨン調製品	217	416
1902190000	卵入りの調理、詰め物、その他の調整なしのパスタ	213	771
2103909000	その他ソース調整品及びソース	131	349
出所：SICEX-総合貿易システム			

2011年			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
0303710000	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの）	61,380	32,990
0303750000	冷凍サメ（肝臓、卵、イクラを除く）	35,364	20,282
0303790090	その他冷凍魚（切り身と品目 0304 のその他魚肉を除く）	25,500	8,767
0306140000	冷凍カニ（長尾類を除く）	13,070	169,888
2103100000	醤油	8,603	32,091
1604200000	その他魚の調整品及び保存食品	6,352	43,114
0304299090	生鮮又は冷蔵のその他魚の切り身及びその他魚肉（ひき肉を含む）	3,905	46,911
2204210000	容量 2 リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン	1,620	2,026
2103902000	調味料及び化合調味料	1,250	7,232
2103901000	マヨネーズ	1,204	7,571
出所：SICEX-総合貿易システム			

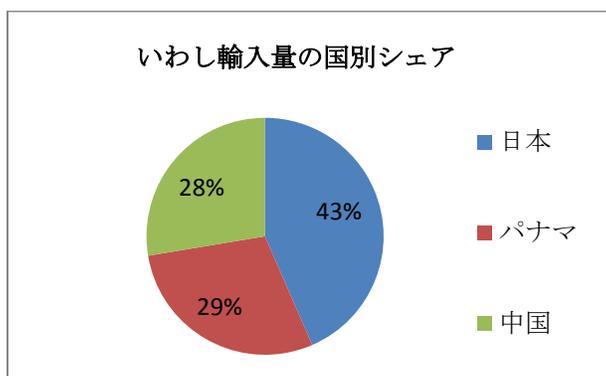
2012年*			
関税番号	品目内容	正味重量合計 (Kg)	合計 CIF 価格 (ドル)
0306140000	冷凍カニ（長尾類を除く）	3,639	42,634
1605100000	調整品又は冷凍のカニ（長尾類を除く）	1,816	22,134
2103100000	醤油	429	1,689
0307590000	冷凍、乾燥、塩漬け、塩水漬けのタコ（OCTOPUS SPP）	400	3,877
2103901000	マヨネーズ	320	2,496
0307510000	生きた、生鮮、又は冷蔵のタコ（OCTOPUS SPP）	316	8,492
2106909900	他の類に該当するものを除く、その他の調整食品	300	15,364
0304990000	冷凍のその他魚肉（ひき肉含む）	135	2,733
0902200000	別体裁の緑茶（発酵していないもの）	3,639	42,634
**4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム			

### 3.2 他国からの品目別食品輸入状況（2011年）

日本からの輸入食品と同一品目の他国からの輸入状況（2011年）は以下の通り。

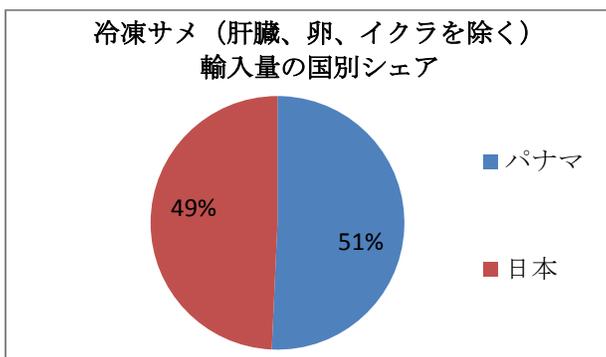
- 関税番号 **0303710000** : いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

関税番号：0303710000		
正味重量（Kg）	CIF 価格合計（ドル）	輸入国
61,380	32,990	日本
40,770	22,685	パナマ
38,990	21,899	中国
出所：SICEX-総合貿易システム		



- 関税番号 **0303750000** : 冷凍サメ（肝臓、卵、イクラを除く）

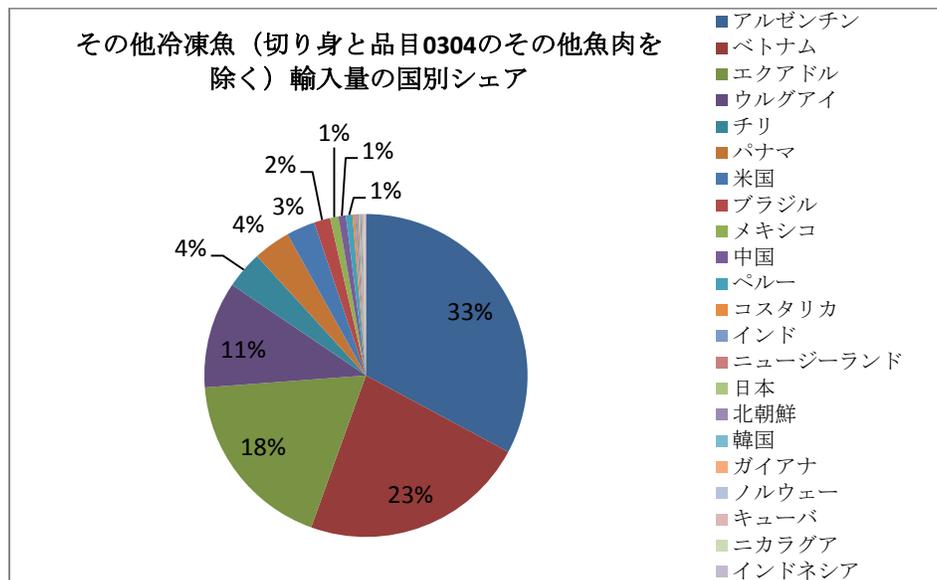
関税番号：0303750000		
正味重量（Kg）	CIF 価格合計（ドル）	輸入国
36,403	50,896	パナマ
35,364	20,282	日本
出所：SICEX-総合貿易システム		



- 関税番号 0303790090 : その他冷凍魚（切り身と品目 0304 のその他魚肉を除く）

関税番号：0303790090		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
6,409,257	8,658,968	アルゼンチン
4,421,262	7,045,374	ベトナム
3,572,150	2,184,116	エクアドル
2,080,870	3,056,076	ウルグアイ
731,000	1,151,050	チリ
722,399	1,728,328	パナマ
562,246	521,109	米国
315,637	800,263	ブラジル
161,895	362,945	メキシコ
145,837	270,110	中国
128,250	443,288	ペルー
47,056	49,590	コスタリカ
40,599	62,845	インド
31,765	38,344	ニュージーランド
25,500	8,767	日本
25,210	13,134	北朝鮮
24,000	11,445	韓国
22,580	53,458	ガイアナ
20,544	9,051	ノルウェー
20,482	20,592	キューバ
1,814	6,852	ニカラグア
1,302	10,424	インドネシア

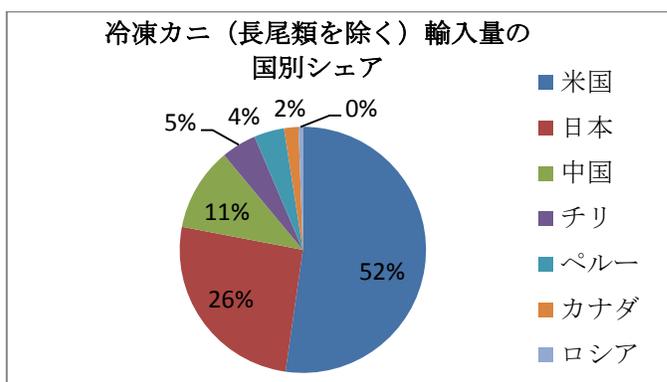
出所：SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 0306140000 : 冷凍カニ（長尾類を除く）

関税番号：0306140000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
26,528	75,268	米国
13,070	169,888	日本
5,567	46,480	中国
2,342	58,720	チリ
2,012	41,553	ペルー
956	14,380	カナダ
291	12,518	ロシア

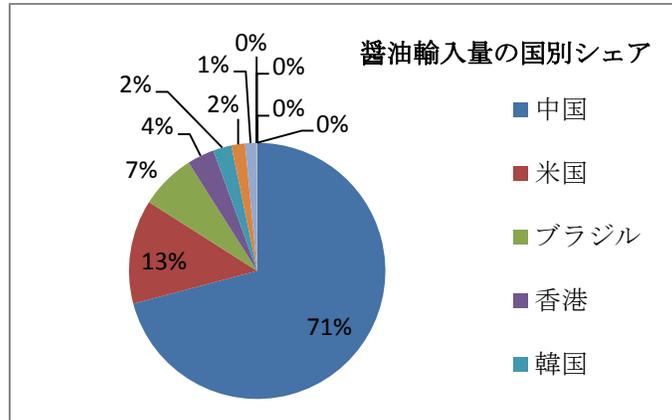
出所：SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 2103100000 : 醤油

関税番号：2103100000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
353,942	295,563	中国
65,708	105,589	米国
34,954	39,345	ブラジル
17,100	4,674	香港
11,588	3,932	韓国
8,603	32,091	日本
6,966	9,309	ペルー
353	2,069	タイ
161	1,549	オーストラリア
78	425	トルコ
0.05	2.04	スイス

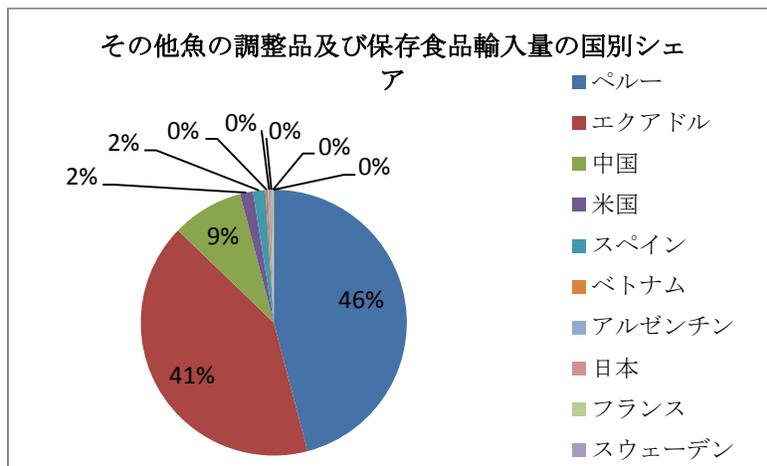
出所：SICEX-総合貿易システム



● 関税番号 1604200000 : その他魚の調整品及び保存食品

関税番号 : 1604200000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
1,440,485	2,744,309	ペルー
1,295,790	3,000,727	エクアドル
273,157	418,685	中国
49,448	184,378	米国
46,771	183,475	スペイン
10,173	10,224	ベトナム
10,080	28,201	アルゼンチン
6,352	43,114	日本
5,097	33,498	フランス
386	3,453	スウェーデン

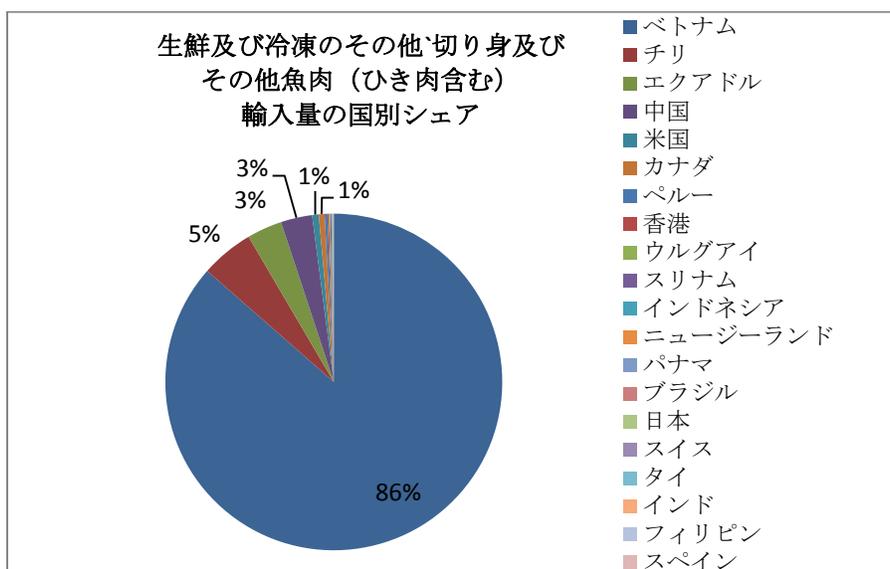
出所 : SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 0304299090 : 生鮮、冷蔵及び冷凍のその他の魚の切り身及びその他魚肉（ひき肉含む）

関税番号：0304299090		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
14,707,068	31,408,730	ベトナム
867,077	8,168,643	チリ
572,848	486,511	エクアドル
512,689	1,438,302	中国
106,510	402,191	米国
96,000	253,275	カナダ
44,156	69,023	ペルー
25,000	64,125	香港
20,000	48,403	ウルグアイ
19,000	22,375	スリナム
12,797	78,686	インドネシア
5,573	44,291	ニュージーランド
4,595	29,725	パナマ
4,091	29,856	ブラジル
3,905	46,911	日本
3,543	92,921	スイス
3,098	84,360	タイ
1,374	19,383	インド
431	8,745	フィリピン
210	6,294	スペイン

出所：SICEX-総合貿易システム

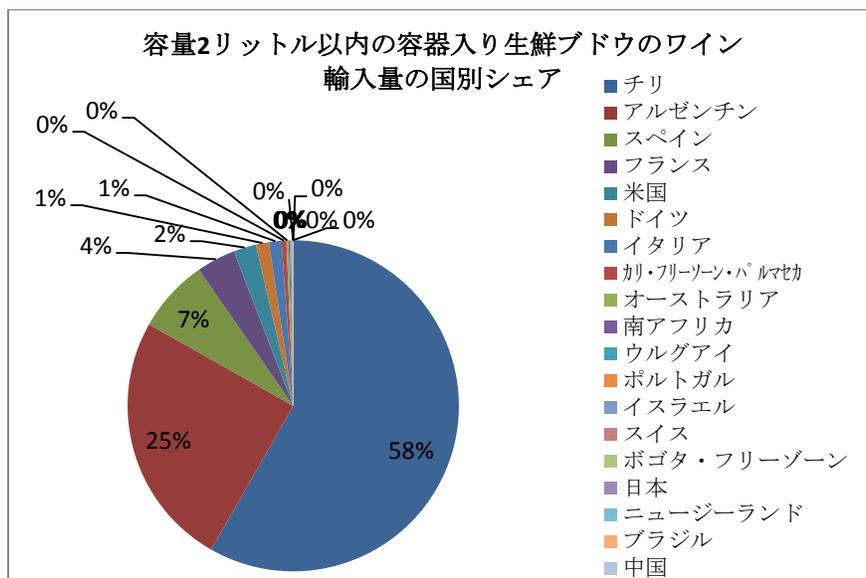


● 関税番号 2204210000 : 容量 2 リットル以内の容器入り生鮮ブドウのワイン

関税番号：2204210000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
8,536,114	20,583,245	チリ
3,653,681	10,127,991	アルゼンチン
1,051,524	4,247,319	スペイン
558,081	1,727,994	フランス
322,828	848,505	米国
186,533	383,608	ドイツ
178,407	614,350	イタリア
69,624	115,537	カリ・フリーゾーン・パルマセカ
29,928	149,983	オーストラリア
18,926	57,321	南アフリカ
17,524	48,340	ウルグアイ
16,306	108,047	ポルトガル
5,372	21,562	イスラエル
2,314	18,461	スイス
2,181	574	ボゴタ・フリーゾーン
1,620	2,026	日本
1,496	12,636	ニュージーランド
648	2,849	ブラジル
25	313	中国

出所：SICEX-総合貿易システム

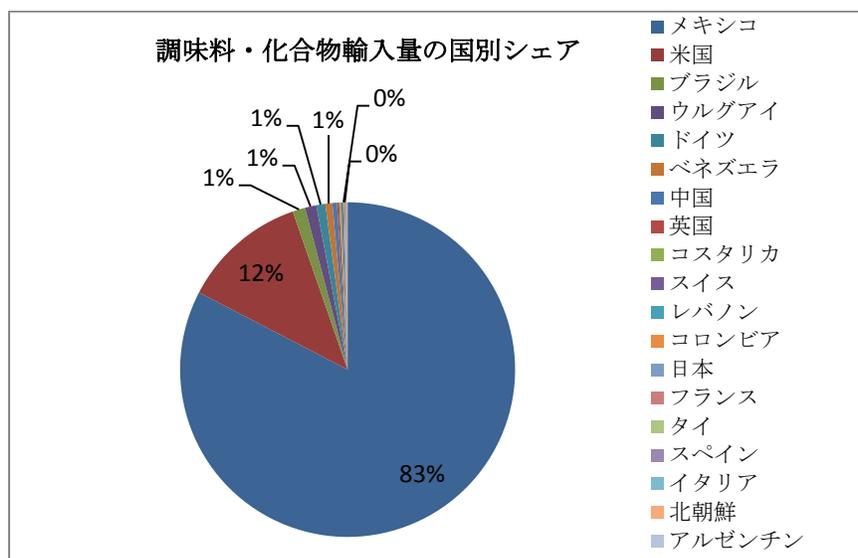
生鮮ブドウワインの主要原産国としてはチリが 58%を占め、次いでアルゼンチンが 25%である。



● 関税番号 2103902000 : 調味料・化合物

関税番号：2103902000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
1,243,571	4,553,735	メキシコ
181,695	749,519	米国
18,268	46,266	ブラジル
16,500	98,855	ウルグアイ
13,021	127,922	ドイツ
10,153	18,095	ベネズエラ
6,680	5,972	中国
3,186	18,298	英国
3,000	17,674	コスタリカ
2,512	51,114	スイス
1,703	2,092	レバノン
1,680	524	コロンビア
1,250	7,232	日本
1,168	10,341	フランス
273	1,993	タイ
182	5,680	スペイン
151	927	イタリア
105	332	北朝鮮
96	661	アルゼンチン

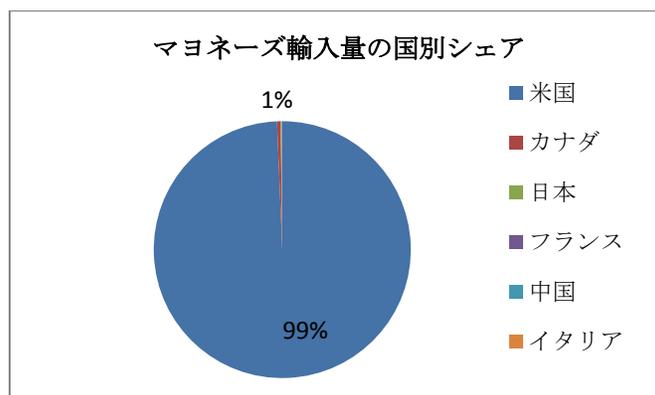
出所：SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 2103901000 : マヨネーズ

品目コード : 2103901000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
1,628,125	1,162,169	米国
7,297	22,132	カナダ
1,204	7,571	日本
1,048	4,000	フランス
706	1,049	中国
555	8,618	イタリア

出所 : SICEX-総合貿易システム

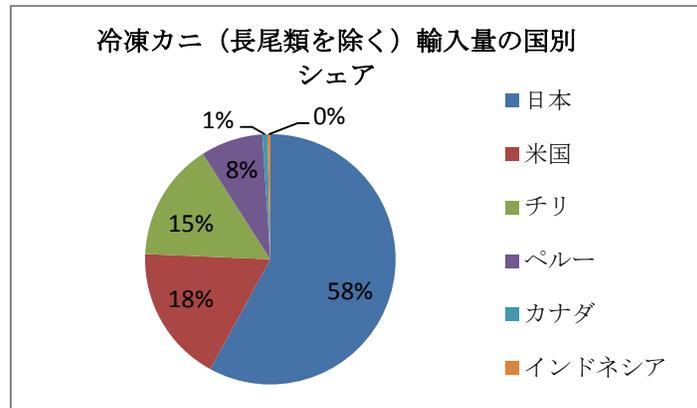


### 3.3 他国からの品目別食品輸入状況 (2012年1~4月)

- 関税番号 0306140000 : 冷凍カニ (長尾類を除く)

関税番号 : 0306140000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
3,639	42,634	日本
1,111	44,672	米国
959	14,691	チリ
504	11,483	ペルー
41	573	カナダ
24	375	インドネシア

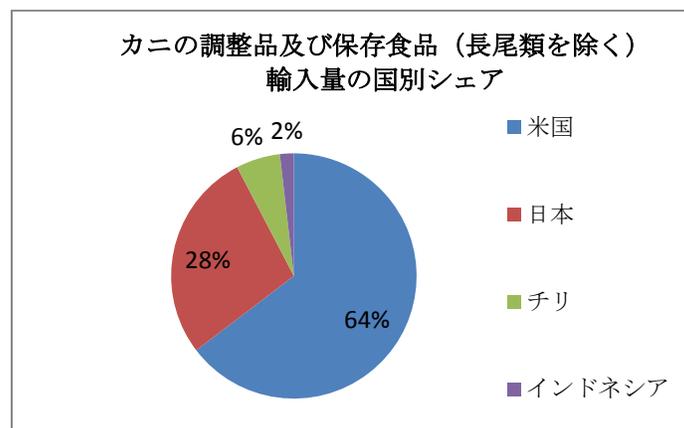
\*4月までの暫定データ  
出所 : SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 1605100000 : カニの調整品及び保存食品（長尾類を除く）

関税番号：1605100000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
4,234	27,928	米国
1,816	22,134	日本
381	16,635	チリ
120	2,453	インドネシア

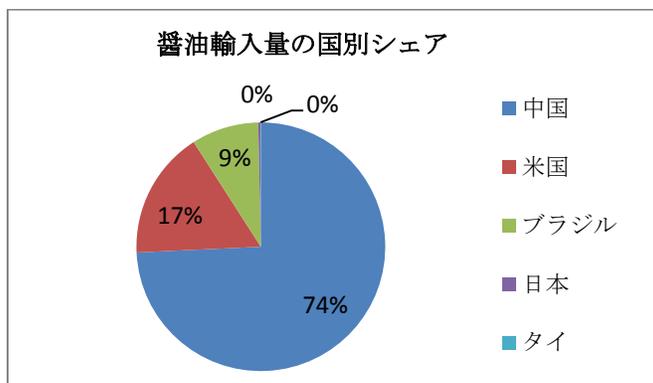
\*4月までの暫定データ  
出所：SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 2103100000 : 醤油

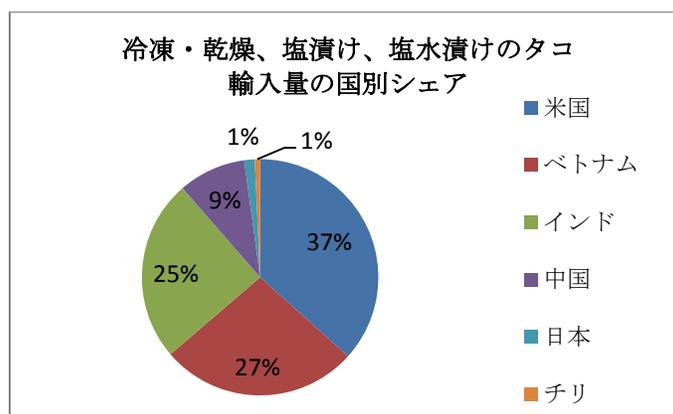
関税番号：2103100000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
112,471	119,724	中国
25,239	60,711	米国
13,234	14,287	ブラジル

429	1,689	日本
82	171	タイ
*4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム		



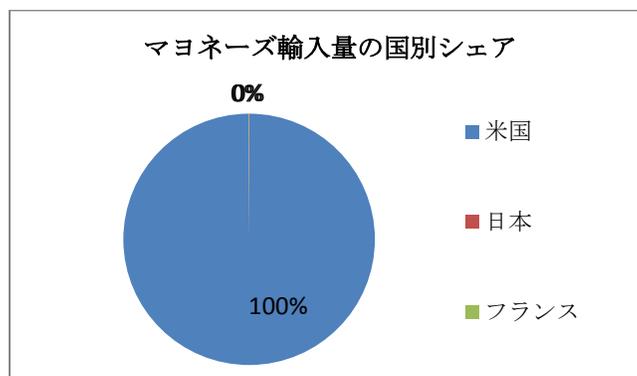
● 関税番号 0307590000：冷凍・乾燥、塩漬け、塩水漬けのタコ (Octopus SPP)

関税番号：0307590000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
10,294	54,435	米国
7,600	29,261	ベトナム
6,994	42,076	インド
2,596	14,989	中国
400	3,877	日本
204	5,764	チリ
*4月までの暫定データ 出所：SICEX-総合貿易システム		



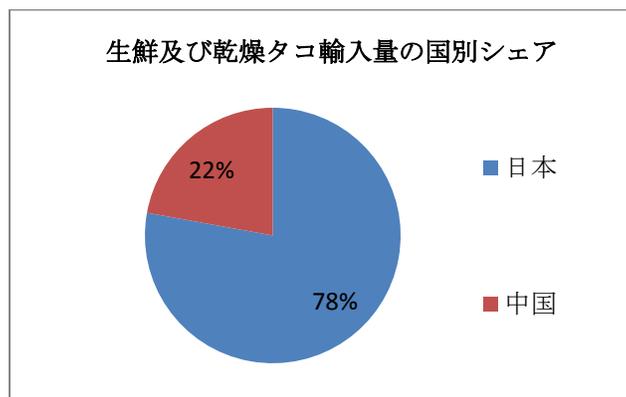
- 関税番号 2103901000 : マヨネーズ

関税番号 : 2103901000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
569,661	400,442	米国
320	2,496	日本
210	888	フランス
*4月までの暫定データ 出所 : SICEX-総合貿易システム		



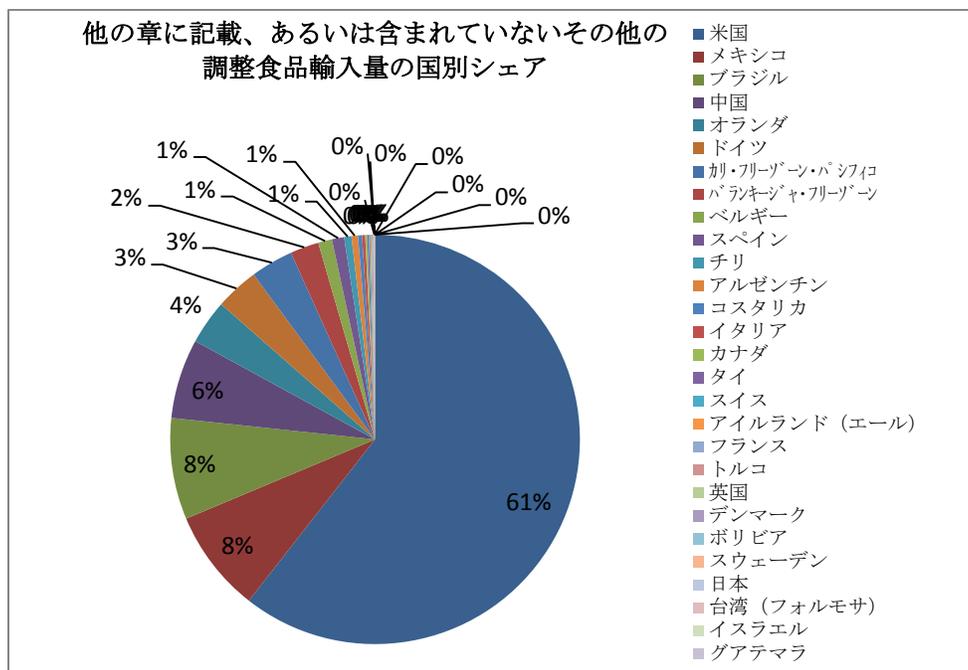
- 関税番号 0307510000 : 生鮮及び乾燥タコ (Octopus SPP)

品目コード : 0307510000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
316	8,492	日本
90	2,116	中国
*4月までの暫定データ 出所 : SICEX-総合貿易システム		



- 関税番号 2106909900 : 他の章に記載、あるいは含まれていないその他の調整食品

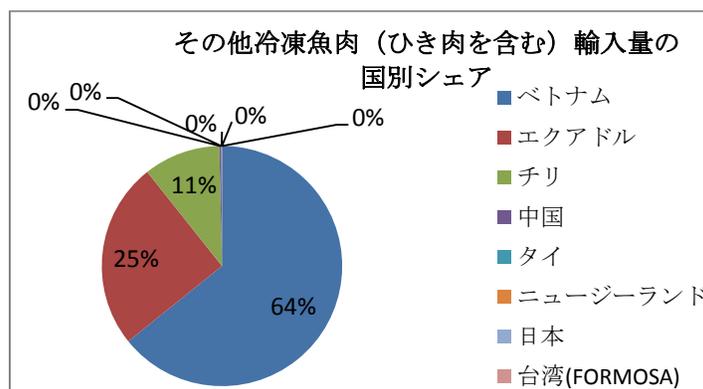
関税番号 : 2106909900		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
1,880,873	6,077,118	米国
252,003	1,562,578	メキシコ
248,523	754,573	ブラジル
195,318	329,022	中国
109,058	394,660	オランダ
106,435	339,416	ドイツ
104,447	1,769,876	カリ・フリーゾーン・パシフィコ
70,135	288,634	パシフィック・フリーゾーン
33,972	76,766	ベルギー
29,848	181,928	スペイン
17,979	56,184	チリ
15,798	281,447	アルゼンチン
9,923	15,309	コスタリカ
7,569	116,610	イタリア
4,825	54,566	カナダ
3,916	14,201	タイ
3,877	73,386	スイス
3,311	69,881	アイルランド (エール)
3,293	62,428	フランス
1,461	12,414	トルコ
1,077	8,501	英国
614	9,673	デンマーク
459	3,345	ボリビア
373	8,259	スウェーデン
300	15,364	日本
251	2,532	台湾 (フォルモサ)
136	829	イスラエル
3	140	グアテマラ
*4月までの暫定データ 出所 : SICEX-総合貿易システム		



● 関税番号 0304990000 : その他冷凍魚肉 (ひき肉を含む)

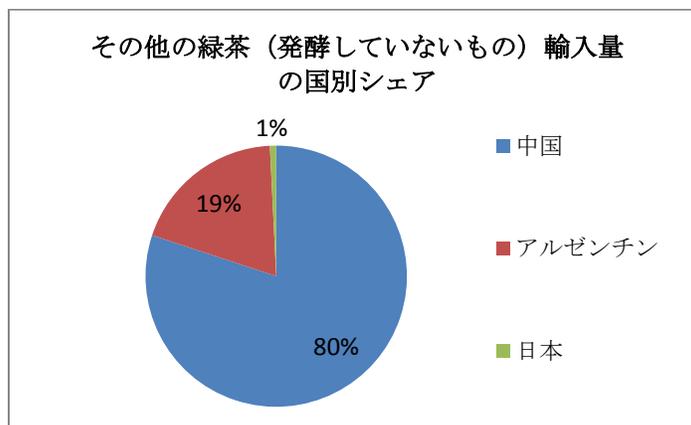
関税番号 : 0304990000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
523,835	1,102,896	ベトナム
204,676	67,488	エクアドル
84,136	332,119	チリ
2,230	7,995	中国
282	8,485	タイ
225	4,503	ニュージーランド
135	2,733	日本
100	1,014	台湾(FORMOSA)

\*4月までの暫定データ  
出所：SICEX-総合貿易システム



- 関税番号 0902200000 : その他の緑茶 (発酵していないもの)

関税番号 : 0902200000		
正味重量 (Kg)	CIF 価格合計 (ドル)	輸入国
8,010	30,871	中国
1,915	6,936	アルゼンチン
78	1,436	日本
*4月までの暫定データ 出所 : SICEX-総合貿易システム		



## 4 日本食品の卸売販売業者

### 4.1 ベスト・チョイス有限会社 (Best Choice Ltda.)

担当者：アントニオ・カルモナ (Mr. Antonio Carmona)  
住所：Av. Calle 24 No.95 – 12 Bodega 38. Barrio Fontibon, Bogotá  
電話番号：57 - 1 - 4283004  
ファックス：57 - 1 - 4284631  
メールアドレス：[tcarmona@bestchoiceltda.com](mailto:tcarmona@bestchoiceltda.com)  
ウェブページ：<http://www.bestchoiceltda.com/>  
操業年数：30年

#### 1- 企業の歴史：

フィリピン出身のオーナーが 1982 年にコロンビアに移り住み、創業した。起業を検討している間に、スーパーマーケットでのオリエンタル食材の供給不足に気づき、中国、タイ、米国のサプライヤーと接触を始めた。1984 年に寿司用の食材など日本製品の輸入を開始した。その戦略は、サプライヤーと直接コンタクトを取り、船便を利用することで消費者へより良い価格で商品を提供することである。

#### 2- 主な商品ラインと価格 (1米ドル=約 1,800 ペソ、2012年10月1日時点)：

ライチ (中国原産のフルーツ)：565 グラム入り缶：10,000 ペソ  
醤油：500ml 入りビン：7,000 ペソ  
すし用米：2 ポンド：12,000 ペソ

#### 3- (年間販売高 (コロンビアペソ))：回答無し

#### 4- 主な日本食品と販売価格 (1米ドル=約 1,800 ペソ、2012年10月1日時点)：

すし用米：50 ポンド：約 130,000 ペソ  
海苔：10 枚：約 14,000 ペソ  
すし酢：300ml 入りビン：約 10,000 ペソ

#### 5- 季節による販売高の変化：

大規模スーパーマーケットチェーンは 12 月に注文を増やすが、1 月には再び少なくなる。その他の月については、安定している。

#### 6- 主な顧客：

スーパーマーケットチェーン：エキシト(EXITO)、カルージャ(Carulla)、ポモナ(Pomona)、カルフル(Carrefour)、ラ・カトルセ(La 14)、オリンピカ(Olimpica)

レストラン・ウォック

レストラン・オオサキ (タカミグループ)

レオ・カツ・チェーン

#### 7- 顧客への配送：

自社で 2 台のトラックを所有しており、レストランへの供給に使用している。大規模スーパーマーケットチェーンへは陸送サービスを契約している。

#### 8- 主なサプライヤー :

J.F.C International : 米国

リー・クン・キー (Lee Kum Kee) : 香港、中国

サクラ : ブラジル

#### 9- サプライヤーとの間の流通チェーン (コールドチェーン) :

コロンビアまでは船便、国内は陸送で、全てコールドチェーンである。

#### 10- 本拠地、事務所、販売店、倉庫、顧客対応 :

顧客対応部署 2 カ所 : グローバルグルメ (直営店)

ボゴタに本社事務所や倉庫 2 カ所、メデジンにも事務所あり。

#### 11- 成長・拡大計画、商品ライン :

サプライヤーの間で当社の存在が認識されていることから、中間業者の関与を減らし、より良い価格提供が可能になっている。

インド食品の拡販を図るとともに、韓国食品に関する市場を分析している。更に、調理済み麺類など、新しい日本食品についても市場分析している。

#### 12- コロンビアにおける日本食品市場に関する意見やコメント :

日本食の中で、コロンビアで最も人気があるのは寿司であり、その他の食品はそれほど人気がない。日本食を特別な食事と考え、日本食を提供するレストランに関心を有し、自宅で寿司を作りたいと考える若者の中でニッチ市場が形成されている。認識され始めているその他の日本食としては、照り焼きソースをかけた牛肉やサーモン、トンカツである。

## 4.2 センディスマール (Cendismar) 社

担当者 : ガブリエル・ベルガラ (Mr. Gabriel Vergara) : 営業コーディネーター

住所 : Calle 69 # 20-49 , Bogotá

電話番号 : 57-1-3126665

ファックス : 57-1-2123912

メールアドレス : [ventascendismar@gmail.com](mailto:ventascendismar@gmail.com)

ウェブページ : [www.cendismar.com](http://www.cendismar.com)

創業年 : 1992 年

#### 1- 企業の歴史 :

創業者がチリ、エクアドル、ペルー、中国、米国、日本から魚や魚介類を輸入し始めた。レストラン、ホテル、民間企業や公共機関の食堂などの業務用市場で特に事業を強化している。

#### 2- 主たる商品ライン :

魚及び魚介類

#### 3- (年間販売高 (コロンビアペソ) )

回答無し

#### 4- 主な日本食品及び販売価格 (1 米ドル=約 1,800 ペソ、2012 年 10 月 1 日時点) :

すし用カニカマ : 1 ポンド : 22,000 ペソ

醤油 : 5 ガロン : 99,000 ペソ

**5-季節による販売高の変化：**

最も販売高が増えるのは、3月末～4月上旬のイースター（聖週間）、12月、父の日や母の日といった祭日であり、最も販売高が低いのは2月と4月である。

**6- 主な顧客：**

京都 97・バー・レストラン (Kioto 97 bar restaurante)  
レストランウォック・トゥ・ウォーク (Wok to Walk)

**7- 顧客への配送：**

魚や魚介類用の冷蔵車を所有しており、その他の商品にはオートバイを使用している。

**8- 主なサプライヤー：**

ホナグ・ロング・シーフード社 (Honag Long Sea Food)：ベトナム  
サルモン・デ・カマンチャカ社 (Salmón de Camanchaca)：チリ

**9- サプライヤーとの中の流通チェーン（コールドチェーン）：**

魚や魚介類用には、海運、空運ともに冷蔵コンテナを使用。

**10- 本拠地、事務所、販売店、倉庫、顧客対応.**

1カ所に加工工場、倉庫、顧客対応部署がまとまっている。

**11- 成長・拡大計画、商品ライン：**

ボゴタ市内に新しい加工工場、倉庫、顧客対応部署を設ける予定。  
ファストフード形式のシーフード販売用に新しいブランドを創出。

**12- コロンビアにおける日本食品市場に関する意見やコメント：**

日本食は寿司を通じて、ホテル、レストランなど業務用市場に参入してきた。さらに、多くの宅配食チェーンが寿司を提供している。

その上、様々な個人が小規模なレストランビジネスを始め、日本食を提供している。最近の「アリメンテック」（ボゴタでの食品見本市）で見受けられたことだが、日本食はその他のアジア料理と同様に、ラテン化し、さらに多くの人々に受け入れやすくするためにその他の料理と混合（フュージョン）する傾向がある。

### 4.3 パシフィック・シーフード有限公司（Pacific Sea Food Ltda.）

担当者：ラウラ・アレナス（Ms. Laura Arenas）：購買部長

住所：Carrera 65 N° 80 - 07 , Bogotá

電話番号：57 - 1 - 4378820

ファックス：57 - 1 - 4378820

メールアドレス：[laura.arenas@pacific.com.co](mailto:laura.arenas@pacific.com.co)

ウェブページ：[www.pacific.com.co](http://www.pacific.com.co)

操業年数：17年

**1-. 企業の歴史 :**

17年前に、チリのサーモンやエクアドルのエビ等すし用食材の輸入を始めたパイオニアであり、その4年後には、米国、台湾、中国からも輸入するようになった。国内市場での販売シェアは約30%である。

**2-. 主たる商品ライン :**

イカ、サーモン、エビ、などすし用食材。

**3-. (年間販売高 (コロンビアペソ) ):**

回答無し

**4-. 主な日本食品及び販売価格 :**

海藻サラダ : 1ポンド : 3ドル

カニカマ : 1ポンド : 5ドル

タコ : 1ポンド : 8ドル

ハマチ : 1ポンド : 8ドル

キッコーマン醤油 : 1ガロン : 28ドル

**5-. 季節による販売高の変化 :**

年間を通じて安定しているが、主な顧客がホテルやレストランであるため、観光や会社関係の行事が多い12月は増加する。

**6-. 主な顧客 :**

レストラン : ウォック、ラオ・カオ、クレープス&ワッフルズ、アーチーズ

**7-. 顧客への配送 :**

自社の施設から顧客まで冷蔵トラックで輸送。

**8-. 主なサプライヤー :**

クルティボス・ジャドラ (Cultivos Yadra) 、サワー・ウィンド (Sour Wind) 、エンパイヤー・シーフード (Empire Sea Food)

**9-. サプライヤーとの間の流通チェーン (コールドチェーン) :**

コロンビアまでの船便や航空便は冷蔵コンテナ、国内の自社施設までの陸送は冷蔵トラックで行う。

**10-. 本拠地、事務所、販売店、倉庫、顧客対応.**

ボゴタに顧客対応部署等を含む本社事務所、倉庫あり。

**11-. 成長・拡大計画、商品ライン : .**

冷蔵倉庫の賃貸サービスを要請されることが多く、ボゴタで拡大することを検討中。

**12-. コロンビアにおける日本食市場に関する意見やコメント :**

少し落ち着いてきたとはいえ、近年のオリエンタル料理の人気の高まりは目覚しく、その中に日本食も含まれる。消費者が日本食品について知ることによって、供給も確立されてきている。現在は、ペルー料理及びフュージョン料理の人気も高まっている。

## 5 ボゴタにおけるその他の日本食品卸売販売業者

- ハイパーマール・フィッシュ社 (HYPERMAR FISH)

住所 : Calle 69 No. 17 – 60, Bogotá

電話番号 : 57 -1- 2173109

ファックス : 57 - 1- 2118590

ウェブページ :

[http://www.hipermarfish.com/es/index.php?option=com\\_contact&view=contact&id=2&Itemid=54](http://www.hipermarfish.com/es/index.php?option=com_contact&view=contact&id=2&Itemid=54)

## 6 ボゴタにおける日本食レストラン

### 6.1 イザカヤ (Izakaya)

担当者 : フレディ・テシマ (Fredy Teshima)

住所 : Calle 117 #6<sup>a</sup>-71, Bogotá

電話番号 : 57-1-2133506

ファックス : 57-1-2133506

メールアドレス : [teshima69@hotmail.com](mailto:teshima69@hotmail.com)

ウェブページ : なし

創業年 : 2010 年

#### 1- 企業の歴史 :

オーナーは日本で料理を習得した日系人。ボゴタ市内北部ウサケン地区のレストランゾーンに店舗を開設した。

#### 2- 主なメニューと価格 (1 米ドル=約 1,800 ペソ、2012 年 10 月 1 日時点)

鉄板焼き : 1 皿平均 : 22,000 ペソ

寿司 : 1 皿平均 : 18,000 ペソ

#### 3- 平均年間売り上げ : 回答無し

#### 4- 主なサプライヤー :

ハイパーマール・フィッシュ社のみ

#### 5- 主な顧客層 (セグメントあるいはニッチ)

所得階層 4 及び 5 (所得階層は 1 ~ 6 まであり 6 が高所得層、当店顧客は中間所得層とみられる)

#### 6- 季節による売上の変化 :

年始と夏の休暇時期には下がるが、12 月には増加する。

## 7-. 主なライバル :

全ての日本料理、アジア料理、フュージョン料理のレストラン。

## 8-. 店舗展開

現在は1店舗のみ。多店舗展開を検討中。

## 9-. コロンビアにおける日本食市場に関する意見やコメント :

供給過剰であると考えている。供給は増加したが質は上がっておらず、人々は日本食についての知識がないのにエキスパートだと名乗っている。高い品質を提供するこの分野での「権威」がない。誰でも寿司が作れると考えるため、品質が下がってしまった。例えば、初花のシェフだった小野氏のような、日本食の権威がない。

## 6.2 ケイコ (Keiko)

担当者 : オスカル・モレーノ (Oscar Moreno) 、 ジョエル・スニガ (Joel Zúñiga) 、  
ファン・カルロス・ディアス (Juan Carlos Díaz)

住所 : Cra 68 # 90 – 38 , Bogotá

電話番号 : 57-1-7435296

ファックス : n.a.

メールアドレス : [admin.keiko@valu.com.co](mailto:admin.keiko@valu.com.co)

ウェブページ : [www.keiko.com.co](http://www.keiko.com.co)

創業年 : 2011 年

### 1-. 企業の歴史 :

地中海料理レストラン「バル (Valú) 」の姉妹店として生まれた。「ケイコ」はショッピングセンター「カファム・フロレスタ」に隣接しており、日本食がビジネスチャンスになると考えた。

### 2-. 主なメニューと価格 (1 ドル=約 1,800 ペソ、2012 年 10 月 1 日時点)

寿司

鉄板焼き                      一皿平均 : 25,000 ペソ

### 3-. 平均年間売り上げ :

回答無し

### 4-. 主なサプライヤー :

アトランティック社 (Atlantic) (魚・魚介類)

プロデラグロ社 (Prodelagro) (乾燥フルーツ、穀物)

### 5-. 主な顧客層 (セグメントあるいはニッチ)

所得階層は 3 から 5 (中間所得層とみられる)

### 6-. 季節による売上の変化 :

最も売上が低いのは 1 月、2 月、4 月、7 月と 8 月

最も高いのは 11 月と 12 月

## 7. 主なライバル：

ウォック (Wok)  
テリヤキ (Teriyaky)  
オオサキ (Osaki) などのオリエンタル料理レストラン

## 8. 店舗展開

現在は 1 店舗のみ。一般家庭や企業へのケータリングサービスもあり。ボゴタ市内での多店舗展開を検討中。

## 9. コロンビアにおける日本食市場に関する意見やコメント：

アジア地域の料理は流行しており、消費者は常に新しい味覚を求めている。アジア料理への関心を持っている人が多いため、ボゴタ市内ではうまく受け入れられた。今後も維持されるビジネスであり、未だに日本食を食べたことがない人が多いため、今後も伸びる可能性があると考えている。

## 6.3 寿司御膳 (Sushi Go Zen)

担当者：カルロス・アコスタ (Carlos Acosta)

住所：Cra 14 # 93b-45, Bogotá

電話番号：57-1-6919577

ファックス：57-1-6919577

メールアドレス：[sushigozen@yahoo.com](mailto:sushigozen@yahoo.com)

ウェブページ：工事中

創業年：2003 年

### 1. 企業の歴史：

9 年前に、まだあまり知られていなかった日本食のレストランを開設することを決め、その品質やサービスを好む顧客により、少しずつ確立していった。

### 2. 主なメニューと価格 (1 米ドル=約 1,800 ペソ、2012 年 10 月 1 日時点)

寿司御膳

刺身御膳

握り・巻き御膳 一皿平均：42,000 ペソ

### 3. 平均年間売り上げ：

回答無し

### 4. 主なサプライヤー：

マリスコス・アトランティック社 (Mariscos Atlantic)

パシフィック・シーフード有限会社 (Pacific Sea Food)

ベスト・チョイス有限会社 (Best Chiose)

### 5. 主な顧客層 (セグメントあるいはニッチ)

外交官、企業幹部、有名人など

**6-. 季節による売上の変化：**  
年間を通じて安定している

**7-. 主なライバル：**  
特にいないと考えている

**8-. 店舗展開**  
現在は1店舗のみ。顧客に対するプレゼンスを高めていきたい。

**9-. コロンビアにおける日本食市場に関する意見やコメント：**  
消費者は日本食、特に寿司について、以前より多くの知識を持っており、天ぷらやラーメンなど、新しいメニューを試したがっている。

## 6.4 楽しい (Tanoshii)

担当者：セルヒオ・ゴメス (Sergio Gómez)  
住所：Av Dorado 69b-53, Bogotá  
電話番号：57-1-4851111 Ext 5007  
ファックス：4851111  
メールアドレス：[Sergio.gomez@marriott.com](mailto:Sergio.gomez@marriott.com)  
ウェブページ：(フェイスブック) Tanoshii Lounge & Sushi Bar  
創業年：2009年

**1-. 企業の歴史：**  
ボゴタのマリオットホテルのオーナーであるリアル・ホテル・リゾート・グループが同ホテルに立ち上げたレストラン。

**2-. 主なメニューと価格 (1米ドル=約1,800ペソ、2012年10月1日時点)**  
寿司など 一皿平均：20,000から25,000ペソ

**3-. 平均年間売り上げ：**  
回答無し

**4-. 主なサプライヤー：**  
アトランティック社 (Atlantic)  
グローバリム社 (Globalim)  
アンクラ・イ・ビエント社 (Ancla y Viento)

**5-. 主な顧客層 (セグメントあるいはニッチ)**  
外国人エグゼクティブ、ホテル宿泊客  
シウダッド・サリトレ地区 (ボゴタ空港の近く) の住民

**6-. 季節による売上の変化：**  
年間を通じて均一だが、12月の後半と1月の前半は下がる

## 7. 主なライバル：

ショッピングセンター「グラン・エスタシオン」内にあるレストラン・ウォック (Wok)

## 8- 店舗展開

現在は1店舗のみ。レストランだけではなく、エグゼクティブのための寿司教室（一人当たり100,000 ペソ）も開催している。2013年にカリ（コロンビア南部所在第3の都市）にも開店予定

## 9- コロンビアにおける日本食市場に関する意見やコメント：

ボゴタ市民の食事は依然として保守的であるが、日本食レストランは増加している。5年から10年の間に日本食市場は成長し、今後、かなり大きな発展が考えられる。

## 7 その他のボゴタ所在日本食レストラン

- 初花 (HATSUHANA)

住所：Carrera 21 No. 100-43 Bogotá

電話番号：57-1- 610 3056 , 616 1599

メールアドレス：[info@hatsuhana.com.co](mailto:info@hatsuhana.com.co)

ウェブページ：<http://www.hatsuhana.com.co/inicio.php>

- ウォック (WOK)

住所：ボゴタ市内各所に店舗あり。

ウェブページ：<http://www.wok.com.co/>

## 8 食品関連業界記者へのインタビュー

ラウラ・ミカハム (Laura Micaham)：食品関連業界誌「ラ・バラ (La Barra)」記者

<http://www.revistalabarra.com.co/>

日本食に関してはいろいろな動きがあると見ている。以前は高所得層向けであったが、現在は、フォーマルなレストランとは異なる新しい形式のものが生まれてきており、持ち帰り用のファストフード、宅配、カジュアルなレストランでも日本食が見られる。ボゴタ市内では日本食がブームになっており、レストランでの提供だけでなく、料理学校、食に関する専門のメディアも増えている。一方で、自由貿易協定など新しい市場の拡大につながる経済的な措置も取られているため、新しい国や新しいフランチャイズレストランから新しい商品が入ってきている。今後は、様々な形態が増えることで、より多くの消費者が日本食に触れるようになるため、大衆化が進むと考えている。

バネッサ・ペレス・ディアス (Vanessa Pérez Díaz) : 経済紙「ラ・レプブリカ (La República)」記者 <http://www.larepublica.com.co/>

グルメ部門の市場傾向からみると、新しい企業、フランチャイズ、レストランが国内に増えており、日本食市場も同じ傾向にある。これが今後も持続するのか、しないのか、成長するのか、安定するのか、減少するのか、様々な憶測がある。見通しは5年後くらいに判明するであろうが、本紙が行った様々な調査によると、3、4年前と比較してコロンビアでは、外食が増えている。そのため、国内及び海外の企業や投資家の間に、このセクターに参入しようという関心が高まっているとみている。購買力も高まっているため、日本食などの外国料理部門が成長しており、日本食は最も受け入れられているもののひとつである。本紙が行った調査では、エキゾチックな味覚、栄養価、健康に良いなどが、日本食のイメージであり、カジュアルなレストランやファストフードでの価格は競争力があり、市内のほぼ全てのショッピングセンターに、日本食を提供する店舗がある。

## 9 コロンビアの食品輸入制度

### 9.1 関係機関、インターネット URL、コンタクト情報（部署名、電話番号等）

コロンビアの食品輸入管理は、以下の3つの省が管轄している：

- 商工観光省 (Ministerio de Comercio, Industria Y Turismo)
- 保健社会保障省 (Ministerio de Salud Y Proteccion Social)
- 農業農村開発省 (Ministerio de Agricultura Y Desarrollo Social)

本調査では、食品輸入管理機関である上記のうち保健社会保障省と農業農村開発省について記載する。

保健社会保障省は、国民の健康に関する全てを統括する機関であり、その役割は、保健、公衆衛生、健康に関する公共政策を策定、実施するとともに、評価するための規則を定めることである。また、同省は、具体的なテーマを扱う付属・関係機関を有しており、食品については、国立医薬品食品研究所 (INVIMA) があり、医薬品や食品に関する統制と監視を担当している。

#### 保健社会保障省

ウェブページ：<http://www.minsalud.gov.co/Paginas/Default.aspx>

住所：Cra. 13 # 32-76 Bogotá D.C.

代表電話：(57-1) 3305000  
ファックス：(57-1) 3305050

## 役割

保健社会保障省の役割は、保健、公衆衛生、健康に関する公共政策を策定、実施し、評価することである。また、年金などの定期的な経済的裨益、労働災害に関する政策の策定も行っている。

同省は、保健に関する総合社会保障制度と総合労働災害制度を所管し、評価する。またその権限に該当する役割として、社会保障情報システムに関する方針を策定し、定め、決定する。

関連法令（1993年法律100号）並びに保健保障制度関連措置のURLは以下の通り。

[http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley/1993/ley\\_0100\\_1993.html](http://www.secretariasenado.gov.co/senado/basedoc/ley/1993/ley_0100_1993.html)

## 国立医薬品食品研究所（INVIMA）

ウェブページ：<http://web.invima.gov.co/portal/faces/index.jsp?id=#>

住所：Carrera 68D # 17 - 11/21, Bogotá D.C.代表電話：57--1- 2948700

e-mail: [invimaqr@invima.gov.co](mailto:invimaqr@invima.gov.co)

## 役割

1. 1993年法律100号245条及びその他関係規則に定められた商品について、生産、輸入、販売、消費に関わる全ての活動においてその品質と安全性を管理し、監視すること。
2. 1993年法律100号245条及びその他関係規則に定められた商品について、必要な基礎的調査を行い、保健社会保障省が衛生に関する品質管理や監視に関する政策や規則を策定するために必要とする技術的基盤を同省に提案すること。
3. 衛生登録と関係する、検査、監視、品質管理、評価、罰則の手順に適用する科学技術的規格を提案し、開発、普及、改定すること。
4. 関係専門機関と共に、品質規格の作成を調整すること。
5. 1993年法律100号245条と政府が定める規則に従い、衛生登録、その更新、拡大、変更、取り消しを行う。登録の有効期間は、1993年法律100号245条に定められた権限を行使して国家政府が定める期間を超えてはならない。
6. 1993年法律100号245条に定められた権限を行使して国家政府が定める規則に従い、いくつかの地方機関に、衛生登録、その更新、拡大、変更、取り消しや、衛生登録に関係するその他の変更の承認を委託すること。
7. 本政令と関係するテーマに関して、実施すべき技術的オペレーションの手順や方針を定めること。

8. 1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品についての監視や品質管理に関して定められた規則や手順の正しい適用について、地方機関向けに研修を行うとともに、情報を更新し、助言、管理すること。
9. 薬学的評価や技術的評価の実施を行う機関や品質管理ラボラトリーを支援し、認証するとともに、現行の規則に従ったオペレーションを助言し、統制すること。なお、これは地方機関が行うべき管理を侵害するものではない。
10. 1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品についてのより複雑なラボラトリー試験を実施すること。新しい分析技術を開発し、設置し、普及すること。国立研究機関としての機能を果たすこと。
11. 1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品について、前項ラボラトリーネットワークを組織し、指揮、管理すること、その発展と技術化を促進すること。
12. 全国の衛生登録に関する情報システムのデザイン、オペレーション、アップデートを指揮、調整、管理すること。
13. 申請者と認証機関及び被委託機関との間で発生する、薬学的・技術的評価の実施における紛争、衛生登録の発行、拡大、更新、変更、取り消しやその変更に関する紛争を解決すること。
14. 管轄する商品の効果に関する品質管理、衛生監視、疫学的監視についての公的機能を全国で果たすこと。
15. 定められた衛生規則や手順の違反を特定、評価するとともに、必要に応じて調査を行い、1979 年法律 9 号に従い、衛生安全措置や該当する罰則を適用し、関係当局に該当する事案を送付すること。
16. 1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品の製造、輸送、貯蔵、販売に関する活動におけるグッドプラクティスの適用を促進する全般的な措置を提案すること。
17. 技術的経験の交流、革新に関する研修、情報更新、技術的助言に、工業セクターや民間セクターと共に参加し、協力すること。
18. 必要に応じて、1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品の製造施設や販売施設への検査及び管理のための訪問を実施すること。なお、これは地方機関が行うべき管理を侵害するものではない。
19. 1979 年法律 9 号及びその施行規則やその他の規則に従い、1993 年法律 100 号 245 条で定められ商品の販売や消費を促進するための広告を認可すること。INVIMA は総合的な基準に基づき、全ての広告を事前に認可することができる。
20. 管轄する分野の基礎、応用、疫学的研究について、該当権限機関を特定し、提案し、協力する。
21. INVIMA が監視すべき商品の取り扱いと使用に関する注意について、製造者や販売者向けに情報提供等の活動を行う。また、消費者、小売業者、一般国民向けに衛生教育について恒常的な活動を実施すること。
22. 現行の規則に定められた条件を履行した上で、INVIMA の管轄する商品に対して衛生許可を授与すること。

23. その権限の中で、コロンビアとの貿易関係国と、1993 年法律 100 号 245 条及びその他関係規則に定められた商品の衛生監視や品質管理に関する政策の調和を図る。
24. 社会保障制度局から発せられる保健関係規則や規制に応え、これらを順守させること。
25. その他、社会保障法や国家政府が与える役割を果たすこと。
26. 食品や食品製造原料に関する危険要素を評価し、衛生措置を行うこと。
27. 動物の処理プラント、牛乳の集積センター、牛乳やその派生商品の処理プラント、これらと関係する輸送施設などの検査、監視、管理について独占的に権限を有する。
28. 港、空港、国境の通過地点において、食品や食品製造原料の輸出入の安全性を検査、監視、管理を行う独占的権限を有する。これは、コロンビア農牧業研究所（ICA）に該当する権限を侵害するものではない。カテゴリー1、2、3 及び特別カテゴリーの県、区、市には、食品と食に関する施設の流通や販売、それに関する輸送について衛生面の監視と管理を行う役割が該当する。サン・アンドレス、プロビデンス、サンタ・カタリーナ諸島県は、特別制度であるため、この項には該当しない。

国立医薬品食品研究所の役割や基本的組織機構を説明しているページへのリンクを以下に明記しておく。

[http://www.presidencia.gov.co/prensa\\_new/decretoslinea/1994/junio/22/dec1290221994.pdf](http://www.presidencia.gov.co/prensa_new/decretoslinea/1994/junio/22/dec1290221994.pdf)

農業農村開発省の役割は、農牧業、漁業、農村開発分野に関する政策、計画、プログラムやプロジェクトを策定し、調整し、採用することであり、我が国への食品輸出入、販売を統制する関係機関（コロンビア農牧業研究所(ICA)）を有している。

## 農業農村開発省

ウェブページ：<http://www.minagricultura.gov.co/inicio/default.aspx>

住所：Avenida Jiménez No. 7 – 65 Bogotá, コロンビア

代表電話：57-1- 334 11 99

## 役割

1. 農牧業、漁業、農村開発分野に関する政策を策定すること。
2. 農牧業、漁業、農村開発分野、及び国内の農村地域全般の発展に必要な計画、プログラム、プロジェクトの策定を指導し、指揮すること。
3. 国家開発計画に含まれるべき、同分野の計画やプログラムを提出すること。
4. 政府の立法日程に従い、同分野の機能と関係する法案を準備し、議会に提出すること。
5. 外務省及び商工観光省と調整の上、同分野の国際的交渉や協定を定めること。
6. 同省により策定されるべきサービス、計画やプログラムの必要性を、内部機構を考慮したうえで、決議を通じて省内の作業チームを組織するとともに、責任を分担し、各グループのコーディネーターとして職員を任命すること。

7. 決議を通じて、その機能の推進に必要と考慮される助言機関や調整機関を創設し、それらに役割を配分する。
8. 内部規律管理と関係する事項を指揮し、調整すること。
9. その他法律に定められた役割、その性質から該当する役割、及び大統領が委託する役割<sup>1</sup>。

1999 年政令 2478 号でもその役割と、農牧業政策の統制機関の役割を果たす省関係機関について定められている。

[http://www.presidencia.gov.co/prensa\\_new/decretoslinea/1999/diciembre/15/dec2478151999.pdf](http://www.presidencia.gov.co/prensa_new/decretoslinea/1999/diciembre/15/dec2478151999.pdf)

### コロンビア農牧業研究所 (ICA)

ウェブページ : <http://www.ica.gov.co/home.aspx>

住所 : Carrera 41 No. 17-81 Bogotá, コロンビア

電話番号 : (57 1) 3323700 – 2884800

コロンビア農牧業研究所 (ICA) の役割は、人間、動物、植物の健康を保護し、商業条件を保証するため、動物や植物の種に対する衛生的、生物学的、化学的なリスクの予防、監視と管理、及び応用研究、漁業・水産資源の管理、研究、整備を通じて、農牧業、漁業、水産業セクターの持続的な発展に寄与することである<sup>2</sup>。

1994 年政令 1840 号を通じて、コロンビア農牧業研究所 (ICA) に、国際貿易に関する動物や植物の衛生管理権限が与えられている。

### 役割

1. 農牧業開発に関する政策や計画の策定及び、動物や植物種子に対する衛生、検疫、生物学的、化学的リスクの予防について農業農村開発省に助言する。
2. 国内の動物・植物種子に悪影響を与える、あるいは与えうる害虫や病気から、農牧業生産を守るための活動を計画し、実施すること、あるいは、それに協力すること。
3. 国内の農業や牧畜に悪影響を与える、あるいは与えうる害虫や病気の侵入を予防するため、農牧業活動に使用する物質、動物、植物、及び動植物由来の商品の輸入に関する技術的管理を実施すること、及び輸入国が要求する場合、輸出品の衛生・検疫面の質を証明すること。
4. 農牧業や食品安全性に悪影響を与えうるリスクを予防するため、農牧業用材料、動物性遺伝物質、種蒔き用タネの生産と販売に関する技術的管理を実施すること。
5. 植物品種の保護制度を適用する国の権限機関として、現行の規則に定められた役割を行使すること。

<sup>1</sup> <http://www.minagricultura.gov.co/01ministerio/02funciones.aspx>

<sup>2</sup> <http://www.ica.gov.co/El-ICA/Funciones.aspx>

6. 法律に従い、動物・植物衛生管理、生物学的及び科学的リスク予防を効果的に行うために必要な衛生措置や検疫措置を採用すること。
7. 国内の農牧業生産の状況を維持、改善し、検疫的に重要な、あるいは国や地域の経済に関わる害虫や疾病の予防、コントロール、撲滅、処置に関するキャンペーンに関する活動について、農牧業セクター、軍の当局、一般市民との共同実施を調整すること。
8. その権限に従い、国内の動植物の遺伝的資源の保全と正しい活用を図ること。
9. 国立衛生検疫緊急基金を管理すること。
10. 法律で定められる手順に従い、直接及び間接に提供される諸サービスの料金や手数料を定めること。
11. 自機関のサービス、及び関係機関や協定を定める機関のサービスについて、人員の能力開発を促進し、資金調達すること。
12. 国家農牧業科学技術プログラム審議会に採択される国家農牧業技術研究移転計画を順守するため、ICA 理事会で承認される技術研究や移転プログラムの実施に向けて資金調達し、契約すること。あるいは、そのために他機関と協力すること。
13. 農牧業生産の保護、研究、技術移転に関する国内及び国際的な技術協力協定を結ぶこと。
14. 定められる規則や手順に従い、動物衛生、植物衛生、農牧業の技術管理に関する活動の実施を、公的機関あるいは民間の法人に認可すること。
15. 漁業・水産資源の持続的な利用を保証するため、漁業・水産活動の実施を統制すること。
16. 研究、整備、登録、管理に関し、漁業・水産資源の管理プロセスを実施すること。
17. 漁業・水産活動を行うための許可、特許、譲許、認可を与えること。
18. 国内の漁業・水産登録を更新し、維持すること。
19. 所管分野について、直接、あるいは地方機関や第三者を通じて、動物、植物、農牧業の材料、製品、副産物に関する操業、販売、移動、輸出入のライセンス、登録、許可を与える、中断する、あるいは取り消すこと。
20. 保全に関する規則、捕獲限度、禁猟（禁漁）期、伐採、その他種の保存に関する規制に違反する生産者及び採取者に対し、行政罰則や罰金を科すこと。これには、許可やライセンスの中断や撤回も含まれる。
21. 農牧業衛生や、漁業・水産資源の管理に関する技術支援や国際協力の資金管理を導き、国際フォーラムや国際機関において、その目的を履行して、国を代表すること。
22. 当組織の政策、戦略、計画、運営に関する履行、フォローアップ、評価のために必要な措置を定めること。
23. その他、法律や国家政府が定める役割。

ICA は国内の生産に対する衛生・検疫面のリスクの侵入を避け、国民が安全な食品を入手できることを保証するため、国内へ輸入される農牧産品の品質を検証する。また、輸出入検査や各種証明を通じて、国際貿易プロセスに貢献している。

この目的を達成するために、ICA は、農牧産品輸出入システムのオンラインサービスを有しており、利用者は、これを通じて農牧産品の輸入条件を照会し、手続きとそのフォローアップを実施することができる<sup>3</sup>。

#### <コロンビアへの輸入で動物衛生書類を必要としない動物及び動物由来品>

その物理的構造や施された加工プロセスによって、国内の動物に悪影響を与える疾病を伝播するリスクが低い動物種や動物由来の産品があることを考慮し、ICA は、決議を通じて、コロンビアへ輸入する際に動物衛生書類を必要としない産品を以下のように定めている。

1. 食用に適した油脂類、魚類、海洋哺乳類、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
2. サメのヒレ、軟骨、肉
3. アンバグリス、海狸香（かいりこう）、シベット、ムスク、カンタリス
4. ヒトに使用するための血清（抗血清）、その他の血液分画物及び変性免疫産品
5. ウールのブラウスやトップ
6. 魚類、甲殻類、軟体動物及びその他の無脊椎動物のプロスまたはスープ（ペースト、キューブまたは粉末）
7. 水
8. カゼイン及びその派生物
9. 魚卵から調製したキャビアとキャビア代用品
10. 動物の膠（にかわ）または糊（のり）
11. ベっ甲
12. 珊瑚（さんご）
13. 完全に乾かされた角
14. 微生物性凝固剤
15. 獣医用以外の用途の微生物の培養（ラクト培養や排水処理に用いるものを含む）
16. 魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の缶詰や保存製品
17. クジラやその他のクジラ目の精子
18. 動物由来の天然スポンジ
19. 魚類、甲殻類、軟体動物、水生無脊椎動物と海洋哺乳類のエキスや液汁
20. 生鮮、冷蔵、冷凍、保存処理した魚の骨なし切り身や魚肉（ひき肉を含む）
21. 臓器療法でヒトに使用される腺、他の臓器、その抽出物
22. 食用に適した魚や軟体動物の粉、ミール及びペレット
23. コチニールカルミン（コチニールカイガラムシ）とその製品
24. 蚕（*Bombyx mori*）とその製品
25. ラクトース
26. 海洋哺乳類の牙及びヒゲ
27. 獣医用以外の用途の微生物増殖培地
28. 食用の魚卵や白子

<sup>3</sup> <http://www.ica.gov.co/Importacion-y-Exportacion.aspx>

29. 魚、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の食用に適したペプトン
30. 動物由来の粉末のソース調整品、ソース、フレーバー、香味料
31. 牛、羊、ヤギ
32. 獣医用以外の用途の診断用試薬
33. ヒトに使用する試験管用の診断用試薬
34. ヒトの診断に使用する試験管用の動物の胎児の血清
35. ヒトの医療用ワクチン
36. 調理済みの甲殻類、軟体動物、棘皮（きょくひ）動物とコウイカの甲

コロンビアへの動物製品の輸入に関心のある企業は、事前にインターネットにより ICA に対して、輸入国、施設、製品が登録されているかどうか照会することができる。以下の情報照会が可能である。

- 当該製品がコロンビアに初めて輸入されるかどうか。
- 原産国から以前に輸出されたことがあるかどうか。
- 施設が輸出を行うために、ICA に登録されているかどうか。

同様に、如何なる法人や個人も、動物やその製品の輸入に関する動物衛生書類の発行を申請することができる。しかし、動物遺伝物質（家禽、家禽のインキュベーション用卵、精子、胚）、獣医用の生物学的物質、動物の飼料、動物用飼料製造用原料の場合には、ICA の動物安全性遺伝資源グループ、獣医生物学規制管理グループ、動物用飼料規制管理グループにそれぞれ登録されていることが必要となる。

輸入する商品が動物衛生書類を必要とするか否かについては同書類を必要としない製品が詳述されている 2004 年決議 3336 号 (<http://www.ica.gov.co/getattachment/1620253f-caae-4546-bdb1-f1f598ace18e/3336.aspx>) を見る必要がある。この書類が必要な場合、輸入者は、農業・牧畜産品輸出入衛生情報システム（SISPAP、[http://www.ica.gov.co/servicios\\_linea/sispap.aspx](http://www.ica.gov.co/servicios_linea/sispap.aspx)）に登録しなければならない。

生きた動物の検疫（雛を除く）については、該当地を管轄する ICA の地域事務所によって発行された「輸入用動物検疫用検査登録訪問」書類の原本と、農園登録に関する見解についての支払い受領書を添付する必要がある。

輸入のための動物衛生書類は、事前に必要な書類であり（原産地証明や商品の船積み証明書が発行前に取得しなければならない）、発行日から 90 日間の（延長不可能）有効期限内で発行される。これは、船積みにものみ有効であり、失効時には、新たに申請を提出しなければならない。

### <動物や動物製品輸入のための ICA による衛生認可取得方法>

衛生認可取得の対象は生きた魚、軟体動物、甲殻類とその製品、甲殻類、軟体動物の配偶子や受精卵、動物由来の原料を含む動物用食料、動物用食料製造に使用される動物由来の原料、動物の診断、予防、生産に使用される生物学的、微生物学的製品を含む。

動物や動物製品がコロンビアに到着した際、原産国の衛生当局から発行された衛生証明書が添付されていないと、それは輸入される商品について ICA が発行した輸入のための動物衛生書類に含まれている動物衛生条件と一致していただけない。証明書は原産国の言語とスペイン語で記載されていただけない。

商品の搬入を認められた場所でのみ、検査職員及び ICA 動物検疫局に、商品の衛生検査を申請することができる。そのためには、原産国の証明書及び輸入用動物衛生書類の原本を提出することが必要である。

輸入者は、少なくとも 24 時間前に商品の到着を通知していただけない。検査サービスの価格は現行の料金表に定められており、事前に支払われていただけない。その証として、正式な受領書を添付していただけない。

通関書類の検証と商品の検査が終了した後、衛生検査証明書 (CIS) が発行され、輸入を認めるかどうかの衛生見解が記載される。この書類は、商品の通関に必須であり、DIAN (国税局) に提出していただけない。

輸入用動物衛生書類が必要とされない場合でも、輸入される全ての動物製品について、書類検証 (ICA の登録がスペイン語でラベルされた ICA の販売ライセンス、生産者のラボラトリで実施されたロット分析結果)、商品検査が実施され、衛生検査証明書 (CIS) が発行されることを覚えておく必要がある。

輸入用動物衛生書類及び輸出用動物衛生証明書も、商品の船積み前に必要となる書類であり、動物やその製品、動物用食料製造用の動物由来の原料、動物の診断、予防、生産に使用される生物学的、微生物学的製品の輸出入のための ICA に対する手続きに関する疑問がある場合は、貿易取引を行う前に事前に ICA に照会していただけない。

## <植物、植物由来の製品や副産物の輸入>

その物理的構造や施された処理プロセスから、植物衛生リスクを生じないものを除き、全ての植物、植物性製品や副産物は、輸入に際して植物衛生条件を満たす必要がある。

輸入者は、船積み前に ICA の植物衛生リスク予防グループに対し、書面で輸入申請を提出していただけない。この手続きは、ICA のウェブページ ([www.ica.gov.co](http://www.ica.gov.co)) を通じて実施することができる。

野生植物の輸入には、環境住宅土地開発省から発行された承認を申請書に添付していただけない。

飼料用原料、核蛋白質およびエネルギー核の輸入には、ICA の動物飼料規制管理グループの承認を必要とする。

種蒔き用の種子、果実や観葉植物の繁殖用の材料は、事前に ICA に登録されていただけない。

ICA は申請を調査し、製品輸入に当りコロンビアが要求する条件を定めた書類を発行する。

輸入者は、植物性製品輸入のための植物衛生条件に関する書類を取得した後、商工観光省に輸入登録を申請することができる。また、輸出国の植物衛生当局が、コロンビアに要求される条件に従い、植物衛生証明書を発行できるよう、ICA により発行された書類の写しを輸出国に送付する。

植物衛生条件を定めた書類は、種ごと、及び船積みごとに発行され、90 日間有効である。ICA は、国内の生産に悪影響を与える検疫問題が発生した場合、これを中断する権限を有する。

ICA の動物、植物、農牧製品の輸出入ガイドに関する詳細な情報は以下で参照できる：

<http://www.ica.gov.co/getdoc/5ba5a652-6591-4fb7-9a3e-fdec880887d1/Publicacion-16.aspx>

### <木材梱包での輸入>

木材梱包を使用するコロンビアへの輸出入は全て ICA 決議 1079 号、NIMF15 号を順守しなければならない。世界及びコロンビアにおける規則の適用についての最新の情報は、以下アドレスで照会できる：<http://www.ica.gov.co/Embalajes.aspx>

#### 輸出入に用いる木材梱包に表示するラベル



## 9.2 食品衛生法

食品に関する衛生規則は 1979 年法律 9 号第 5 部に定められている。食品衛生に関する必要条件や方針などの更新や変更は INVIMA により行われている。

1979 年法律 9 号：<http://www.alcaldiabogota.gov.co/sisjur/normas/Norma1.jsp?i=1177>

## 9.3 食品添加物規制法

1979 年法律 9 号は第 5 部第 296、297、298、299 条で食品添加物に関するガイドラインを定めている。

第 296 条：消費者の健康にリスクを生じる、あるいは、製品の偽造や変造を招きうる添加物の使用は禁止される。

第 297 条：添加物の使用は以下の規定を満たさなければならない：

- a. 許可添加物
- b. 使用量と許容範囲
- c. 添加できる食品
- d. 保健省が必要と考慮するその他の規定

付記：本項で言及する規定は、適用条件や技術の変化を考慮して更新される。

第 298 条：保健省又は同省が委託する機関が、食品及び飲料の添加物の使用に関する管理を行う。

第 299 条：保健社会保障省は、本法の規定及び施行規則に従い、水、食品及び飲料の許容残留農薬の最高限度を定める。

また、コロンビア政府は酸味料、アルカリ化剤、酸の pH 調整剤、添加物、保存料に関する規則を、1991 年決議 424、425、426 号、2002 年の決議 1528 号を定めており、その中にこれら物質の認可される用途が記載されている。

コロンビアは国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の下部組織であり、食糧安全性に関する国際規則を定めるコーデックス（CODEX）委員会の規定に従っている。CODEX 委員会は食品の安全性、品質、国際貿易の均衡に役立つ国際的な規則や方針、法律を定める。同委員会の規定に従うことによって、消費者は購入する食品の安全性や品質を信頼することができ、輸入者は注文した食品がその仕様に応じて届けられることを信頼することができる。

食品の安全性の問題に関する国民の懸念から、多くの場合、コーデックスがグローバルな議論の中心となっている。バイオテクノロジー、農薬、食品添加物や汚染物質はコーデックス委員会で取り上げている項目の一部である。コーデックス規格は独立したリスク評価国際機関や、FAO と WHO が組織するアドホック協議の支援を受けて利用可能な最善の科学に基づくものである。

コーデックス規格は、加盟国の自発的な適用を促す提言だが、同規格は多くの場合、国内法の基盤として役立っている。

商業的な紛争に解決をもたらすために、世界貿易機関の衛生植物検疫措置（SPS）協定において食品安全のためのコーデックス規格が参照されていることは、同規格の影響力の大きさを示す事実である。同規格より厳しい食品安全措置を適用したいと願う WTO 加盟国は、それらの措置について科学的に正当性を示すべきである。

コーデックス加盟国は、世界人口の 99% をカバーしている。多くの発展途上国がコーデックスのプロセスに積極的な役割を果たしてきており、多くの場合、途上国の参加に資金融資を行うコーデックス信託基金の支援を受けている。コーデックスのメンバーとなることは、より洗練された世界市場で競争し、国民の食品安全性を向上することに役立つ。同様に、輸出者は輸入者の要求を知ることができ、輸入者は規則によって保護されていることになる。

国際的な政府機関及び非政府機関は、コーデックス委員会の専門的な情報、助言や支援を受けるために、コーデックスのオブザーバーとして認めてもらうことができる。

1963 年の創設以来、コーデックス制度は、新しい課題に対処するために、開かれた、透明、かつ包括的な形で発展してきた。消費者の健康を確保し、平等な食品販売を保証するためには、多くの課題がある。

コーデックスに関する全ての情報は公開情報で無料である。疑問がある場合は、コーデックス事務局にお問い合わせできる<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> <http://www.codexalimentarius.org/about-codex/en/>

## 10 コロンビアでの国内販売に関する規制

### 10.1 関係機関、インターネット URL、コンタクト情報（部署名、電話番号等）

#### 国立医薬品食品研究所（INVIMA）

ウェブページ：<http://web.invima.gov.co/portal/faces/index.jsp?id=#>

住所：Carrera 68D # 17 - 11/21, Bogotá D.C.

代表電話：57-1- 2948700

e-mail: [invimaqr@invima.gov.co](mailto:invimaqr@invima.gov.co)

INVIMA は食品の国内販売に関する管理と統制を行う機関でもある。INVIMA の食品アルコール飲料部が、製品の加工や処理が行われる施設の衛生条件の遵守を検証するために食品加工施設や生産室における衛生検査を行っている。

INVIMA は検査時に微生物分析、物理化学的分析、ラベルの分析を通じて衛生条件に適したものであることを確認するため、製品のサンプル採取を行う必要性を判断することができる。

また、INVIMA は、衛生規則の不履行が明らかとなった場合、あるいは、不履行によって製品の安全性が脅かされると考慮する場合、ひとつあるいは複数の衛生安全措置の適用を科すことができる。

さらに、INVIMA は食品に関する警戒を発し、必要に応じて、当該食品の輸入を制限することができる。そのため、輸入者は輸入規則に変更がないかどうか、INVIMA のウェブページを定期的に確認することが必要である。

国内における食品の製造、加工、調整、容器への充填、貯蔵、輸送、流通、販売についての活動を規制する 1997 年政令 3075 号の第 34 章「食品の流通と販売」が特に重要である。

1997 年政令 3075 号：

[http://www.invima.gov.co/Invima/normatividad/docs\\_alimentos/decreto\\_3075\\_1997.htm](http://www.invima.gov.co/Invima/normatividad/docs_alimentos/decreto_3075_1997.htm)

### 10.2 ラベルの情報

保健社会保障省は、2005 年決議 005109 号を通じて、ラベルに関する規則を定めた。同決議の目的は、勘違いや混乱を招かず、情報に従った選択が行えるよう、十分に明確で理解しやすい製品に関する情報を消費者に提供するために、ヒトの消費用食品の容器や包装のラベル、及び食品用原料のラベルが満たすべき条件を示す技術的規則を定めることである。

同決議の規定は、ヒトの消費のために容器入りあるいは包装された食品の販売に使用されるラベル及び、食品原料のラベルに適用される。国産品か輸入品であるかを問わず、関税率表の第 2、3、4、5、7、8、9、10、11、12、15、16、17、18、19、20、21 類に該当する容器入

り又は包装されたヒトの消費用食品に相当する品目及びその他分類に応じて該当する品目に適用される。なお、これらの品目は関税率表の変更に応じて更新される。

付記：容器入り又は包装された食品は、本決議に定められた表示規則を順守しなければならないが、該当する食品や原料のそれぞれについて定められた衛生規則は、これに関わらず順守されなければならない。

全般的に、食品のラベルは以下を含まなければならない：

1. 食品の名称
2. 原材料一覧
3. 重量と水切り重量
4. 名称と住所（生産者及び輸入者）
5. ロット番号
6. 賞味期限や保存方法
7. 使用方法
8. 衛生登録
9. 添加物の義務条件

食品原料のラベルやラベリングの場合、以下を含まなければならない：

1. 原料名
2. 原材料一覧
3. 内容量
4. 製造者又は輸入者の名称と住所
5. 原産国
6. ロット番号
7. 賞味期限又は最低期間
8. 保存条件

より詳しい情報は 2005 年決議 005109 号を参照のこと：

<http://www.sena.edu.co/downloads/2007Portal/Innovaci%C3%B3n%20y%20competitividad/Rotulado%20y%20etiquetado%20Ministerio%20de%20la%20Protecci%C3%B3n%20Social.pdf>

## 11 コロンビアにおける食品展示会

### 11.1 食品展示会のリスト

- **アリメンテック (Alimentec)**

<http://www.feriaalimentec.com/>

アリメンテックは、ボゴタで2年に1度開催される、加工食品、野菜栽培、飲料、食品機械、施設、供給、包装、技術、サービスなど、コロンビア及びラテンアメリカの食品産業を代表する展示会である。次回開催は2014年6月に開催される予定。

アリメンテックは、販路開拓などの商談やコンタクト先を作り出すのに適した場を提供している。

- **マリダッヘ (MARIDAJE)**

<http://www.maridaje.com.co/>

毎年10月にコロンビア第2の都市メデジンで開催される「食のフェスティバル」。

ワイン、ビール、コーヒー、リキュール、チーズ、菓子、デリカテッセンなどのメーカーや流通会社が集う。また、ケータリング、設備、料理産業用機械、食に関わる機関、専門のメディアなど、この分野の関連企業も参加する。

- **ガストロノミア (Gastronomía)**

<http://www.feriagastronomia.com/>

レストラン、料理学校、調理器具、食品関連サービスを提供する企業などが集まるイベントである。毎年9月にボゴタで開催されている。食のショーやワークショップ、試食、試飲、即売などを通じて、商品を知らしめるチャンスである。

参加者にとっては、様々な国内及び海外の食品について学び、試食し、購入し、食の新たな体験をする機会である。

- **サボール・バランキージャ (Sabor Barranquilla)**

<http://www.saborbarranquilla.com/>

カリブ海沿岸の都市バランキージャで開催されるイベント。本イベントは、2012年で5回目の開催。優れた展示者を通じて、カリブ料理の価値を高め、コロンビアのカリブ地方や海外の様々な味を紹介するスペースとして誕生した。

このイベントは、コロンビア商業連盟（Fenalco）アトランティコ支部及びコロンビア赤十字アトランティコ支部により主催されており、収益は上記機関の社会事業に使用されるという社会的性格を有している。

## 11.2 参考情報

現在、主要な食品展示会は、コンベンションセンター「コルフェリアス（CORFERIAS）」で実施される。コロンビアの税関法では、CORFERIASは特別常設フリーゾーンと分類されており、そこで展示される商品については、特別扱いが認められる。

特別常設フリーゾーンとは税制、関税、貿易に関して特別規則の枠組みが適用されるフリーゾーン兼展示場で、ここに入る商品は輸出入に関する租税は賦課されない<sup>5</sup>。

CORFERIAS以外で実施される食品展示会は、関税等の支払いが必要で、コロンビアが要求する各種規則を順守しなければならない。

---

5

<http://www.corferias.com/documentos/GUIA%20GENERAL%20PARA%20PROVEEDORES%20DE%20BIENES%20Y%20CONTRATISTAS.pdf>

## 12 まとめと提言

本調査で明らかなように、近年コロンビア国内の日本食品市場は大きな成長を遂げ、2010年は市場規模が前年比約 188%増加した。これは、現在のコロンビアの消費者の傾向を示すものである。

アジア料理、特に日本食は、消費者にあまり知られておらず、寿司や鉄板焼だけが日本料理と理解されている。しかし、最近、アジア料理レストランのブームが起こり、国内のレストラン全体に占めるアジア料理レストランの割合は 30%に達している。

コロンビアには明確で安定した規則があり、日本食品の輸出先としてポテンシャルの高い市場とみられている。現在、国内で日本食品市場に対応している企業は少なく、この新しい市場に参入を検討する企業にとっては競争上の優位性がある。

### 提言

コロンビア市場に参入するには、日本食品が提供する多様性を知らしめることが重要である。

日本食品の品質の高さを知らしめることも非常に重要である。日本以外の国々から日本食品が低価格で輸入されているが、品質は劣っているからである。

消費者の健康に資するという日本食の利点を知らしめる必要もあろう。健康に良いということは、近年、コロンビア人の食習慣にとって重要なファクターとなっている。そのためには、CORFERIAS で実施される国際的な食品展示会を利用することもあり得よう。

食品の輸入に関する規則は厳格であるが、国際標準に見合ったものであるため、すでに輸出を行っている企業にとっては、コロンビア市場に参入することは比較的容易であろう。

2012 年度

---

コロンビア日本食品消費動向調査

発行 2013 年 1 月

発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部

海外調査部

ボゴタ事務所

東京都港区赤坂 1-12-32

電話 03 (3582) 4690 (海外調査部 中南米課)

---

©JETRO (無断転載を禁じます)